

令和7年第3回

定例会会議録

会 期

令和7年 9月 5日（金）から
令和7年 9月24日（水）まで

会 議 日

令和7年 9月 5日（金）
令和7年 9月11日（木）
令和7年 9月24日（水）

東串良町議会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第 4号 東串良町民運動場施設改修に関する陳情書の取下げの件
- 日程第 5 議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 報告第 2号 令和6年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 13 認定第 1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 3号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 4号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲 載 ペ ー ジ
児玉 勇治	1. 大隅拠点プロスポーツチーム発足について	p. 1～
	2. 柏原地区の振興対策について	p. 3～
牧原 完治	1. ふるさと納税について	p. 7～
	2. 獣害対策について	p. 11～
瀬戸山 譲一	1. 職員のサービス残業について	p. 13～
	2. 給食センターについて（※事前に京丹後市のホームページの給食センターの項を参照されたい。）	p. 17～
	3. 役場職員の減少について	p. 21～
	4. 複合施設について	p. 22～
	5. 東串良の構造的課題点について	p. 27～
	6. 紙の健康保険証について	p. 29～
前田 隆	1. 共進会の対策について	p. 31～
	2. 新規就農者について	p. 34～
小川 香織	1. 防災について	p. 38～
	2. 交通計画について	p. 48～
	3. 町立池之原幼稚園について	p. 51～
	4. 財政について	p. 56～
	5. 町職員の確保について	p. 57～

上池 勝彦	1. 複合施設の整備について	p. 59～
	2. 町内における交通事故の現状について	p. 62～
宮地 利雄	1. 複合施設の計画について	p. 63～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和7年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 小川香織議員及び4番 瀬戸山譲一議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの20日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 陳情第4号 東串良町民運動場施設改修に関する陳情書の取下げの件

議 長（田之畑）

日程第4 陳情第4号 東串良町民運動場施設改修に関する陳情書の取下げの件を議題とします。

本陳情については、令和7年第2回定例会において、教育産業常任委員会へ付託され、閉会中の継続審査として取り扱われておりますが、お配りしましたとおり、陳情取下げ申出書が提出されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております、陳情第4号 東串良町民運動場施設改修に関する陳情書の取下げの件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は許可することに決定しました。

◆ 日程第5 議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 日程第6 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第29号及び議案第30号について御説

## 会 議 の 経 過

明申し上げます。

議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

育児時間の多様化関係及び仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備関係に関する人事院規則の一部を改正する改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第 7 議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- ◆ 日程第 8 議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第 9 議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- ◆ 日程第10 議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第11 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）から日程第11 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

ただいま議題となりました議案第31号から議案第35号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,393万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ78億200万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

次に、議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億351万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億9,448万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億1,631万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ326万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

最後に、議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,798万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~  
◆ 日程第12 報告第2号 令和6年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第12 報告第2号 令和6年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和6年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告いたします。

まず実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額は共に黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.8%であり良好な状態でございます。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス139.5%であり、良好な状態でございます。

最後に、水道事業の資金不足比率は、経営健全化基準20%に対し、マイナス164.8%であり、良好な状態でございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和6年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第13 認定第1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第14 認定第2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第15 認定第3号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第16 認定第4号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特

## 会 議 の 経 過

### 別会計歳入歳出決算認定について

- ◆ 日程第17 認定第5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第18 認定第6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

### 議 長（田之畑）

日程第13 認定第1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18 認定第6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

### 町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号について、御説明いたします。第1号から第5号までは地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、第6号については、地方公営企業法第30条第4項及び同条第6項の規定により議会の認定に付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額72億5,819万4,000円、調定額73億8,664万6,802円に対し、収入済額73億1,940万8,867円でございます。

また、不納欠損額203万7,409円、収入未済額6,520万526円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額72億5,819万4,000円に対し、支出済額71億347万1,053円、翌年度繰越額5,220万円、不用額1億252万2,947円でございます。

次に、認定第2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額11億5,727万4,000円、調定額11億9,393万3,334円に対し、収入済額11億6,759万3,601円でございます。

また、不納欠損額227万7,900円、収入未済額2,406万1,833円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額11億5,727万4,000円に対し、支出済額10億6,607万2,343円、不用額9,120万1,657円でございます。

## 会 議 の 経 過

次に、認定第3号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億4,768万4,000円、調定額10億1,086万3,262円に対し、収入済額10億689万2,952円でございます。

また、不納欠損額143万5,860円、収入未済額253万4,450円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額9億4,768万4,000円に対し、支出済額9億3,979万3,923円、不用額789万77円でございます。

次に、認定第4号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額642万5,000円、調定額729万8,087円に対し、収入済額729万8,087円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

次に、歳出合計につきましては、予算現額642万5,000円に対し、支出済額404万5,001円、不用額237万9,999円でございます。

次に、認定第5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億2,187万8,000円、調定額1億2,292万4,592円に対し、収入済額1億2,301万5,592円でございます。

また、不納欠損額7万100円、収入未済額はマイナス16万1,100円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額1億2,187万8,000円に対し、支出済額1億2,173万6,489円、不用額14万1,511円でございます。

最後に、認定第6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算額1億4,194万8,000円に対し、決算額1億4,379万7,135円でございます。また、支出予算額1億4,386万円に対し、決算額1億1,013万8,136円、不用額3,372万1,844円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入予算額及び決算額ともにゼロ円。支出予算額1億807万8,000円に対し、決算額7,248万869円、不用額3,559万7,131円でございます。御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

## 会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番 上池勝彦議員、2番 小川香織議員、3番 児玉勇治議員、4番 瀬戸山譲一議員、6番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時 分

— ◆ —

再 開 午前9時 分

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に上園ミキ議員、副委員長に前田 隆議員、以上のとおりです。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月11日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時02分

令和7年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和7年9月11日 午前 9時30分
散 会 令和7年9月11日 午後 3時 6分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 小川 香織 4番 瀬戸山 譲一

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	浜 屋 啓 子
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	中 島 孝 一	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	小 林 真紀子	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
3番 児玉勇治議員。  
3番 児玉議員。

#### 3 番（児 玉）

皆さん、おはようございます。  
通告に従いまして、2点質問させていただきます。  
まず1点目が、大隅を拠点とするスポーツプロチームの発足についてであります。  
報道によりますと、大崎町と東串良町を拠点とするバレーボールとホッケーの複合プロスポーツチーム「KATANA Bulls」が8月19日に発足したとありました。これがそのときの新聞なんですけど、町長も写っていらっしゃいます。プロスポーツの内訳は、バレーボールVリーグ男子とホッケーのインドア女子ホッケーチームとのことです。数ある県内のプロスポーツの中から、大崎町と本町が連携協定を結んだ理由と補助要綱、例えば、支援金とか補助金等のことなんですけど、そのことと、また9月以降、このチームはトライアウトや合宿を開き、12月、大崎町総合体育館で国際親善試合をバレーボールは実施とありました。そして女子ホッケーは、10月にオーストラリアの大会に出場するとのことですが、本町では何か行事が組まれ、競技が行われるようなメリットがあるのか、この2点について質問をします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。本町では、令和6年12月27日に、Vリーグに所属されている兵庫デルフィーノを運営する株式会社デルフィーノスポーツ、合同会社カタナドリームズとの間、スポーツを通じた地域活性化の推進を目的として、地域連携協定を締結いたしました。

今回、新たなスポーツチームといたしましてスタートするカタナブルズは、前身の

## 会 議 の 経 過

兵庫デルフィーノが、今年度チーム名を変更するとともに、本拠地を鹿児島県大崎町、そして東串良町へと移設して、新たにホッケーチームを立ち上げ、バレーボールとホッケーの複合チームとして新体制がスタートしたものでございます。

協定締結先の運営方針は、自立したプロチームを目指し、スポンサーに頼るのではなく、プレーヤーとしての理想する人材育成に取り組むため、人材派遣などを通じて、地域貢献やプロジェクトなど、地域活性化や課題解決のために尽力することで、スポーツ選手が自分の夢を追いながら社会貢献、両立させる試みにチャレンジし、人生を豊かにすることを目的としております。

また、このような目標を掲げることにより、スポーツ選手の引退後のセカンドキャリアに向けた将来の見通しや可能性の構築にもつなげております。

さて、本町においては、人口減少や若者の進学、就職による町外流出が地域の担い手不足の一因となっている現状でございます。こうした中、連携協定に関連し、地域おこし協力隊として、4名が本町に移住して、産業振興や地域活性化、鳥獣対策、スポーツ振興によるまちづくり、SNS等を活用した本町の情報発信、公営塾の運営等の活動を行っております。このことが、連携協定のメリットと言えるのではないのでしょうか。

また、資金の援助有無についての質問ですが、特にございません。スポーツチームが本町を拠点地として活動することの説明を受けた際には、試合でプレーする選手の応援や、今後、本町に移住する選手が地域に慣れるための相談等に乗ってもらえたらとの話がございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番、児玉議員。

3 番（児 玉）

まだ発足したばかりで、いろんな細部についての協定が結ばれるとは思いますが、カタナブルズのオーナーは、スポーツ、食、自走ができるプロスポーツをテーマに進める。また、スポーツを通して新たな雇用や産業発展に寄与したいと語られています。

本町では、プロスポーツの協定は初めてだと思います。これからどのような取組をといることを、ちょっと先ほど町長はおっしゃったんですけど、今後、本町の子供たちがバレーボールやホッケーでプロを目指したいと思ったときに、近くにプロチームがあればよい目標にもなりますし、技術の向上にもつながると思います。子供たちへこのチームが指導を行うことを考えているかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今、説明しましたカタナブルズでは、スポーツを通じた地域の活性化と教育支援をビジョンの一つに掲げております。去る8月19日に開催されましたカタナブルズの事業説明記者会見では、今後の主な活動といたしまして、次のスケジュールが紹介されました。9月23日、東串良町総合体育館において、地域交流イベントチーム発表会、11月3日に、大隅地域各学校において学校訪問プログラム開始、令和8年2月から3月に、大隅一帯において、地域貢献活動、スポーツでつなぐ未来プロジェクトなどがございます。

また、新たな雇用の創出といたしましては、就労継続支援A型事業所を開設し、スポーツ選手等を職員として配置し、障害のある人の就労支援を行う事業計画を持たれております。事業内容といたしましては、乾燥野菜の仕分や袋詰め作業、スポーツチームグッズの梱包や発送作業、小売店総菜コーナーへの派遣で、障害者20名の雇用となる事業を構想されております。

なお、この就労支援施設の新設に伴い、事業所の拠点を本町に置きたいとの相談があったため、雪山住宅1号を普通財産として地域活性化に資する企業への貸付物件として、貸付料を定めた上で連携協定を締結している合同会社カタナドリームでの使用を許可しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番、児玉議員。

3 番（児 玉）

町長から、今、いろいろな日程等を聞きました。補助要綱の問題、施設等、いろいろな課題はあると思うんですが、子供たちの夢のため、そして大隅の食のアピール、そして新たな雇用や産業発展がスポーツを通して望めるのであれば、少しでも社会課題の解決につながると思いますので、ぜひこのスポーツチームには頑張ってもらいたいと希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、柏原地区の振興対策についてであります。

柏原地区は飲食店がなくて、観光等にも影響していると思います。そこで、柏原に多目的広場を明光園跡地一帯に設けてはどうでしょうか。明光園の跡地の利用については、同僚議員からも数回質問がなされ、その都度、町長の回答は聞いています。農村環境改善センターは、室内用遊具が増設され、円山公園にも遊具があります。そして、松林の中にはドーム型の宿泊施設キャンプ場、すばらしい環境の整備がなされていると思います。

そこで、円山公園、明光園跡地一帯を中心とした多目的広場の実施を行うことで、柏原の活性化が生まれるんじゃないかと思っています。しかしながら残念なことに、飲食店と物品販売場はありません。明光園跡地に、プレハブでもいいので、食堂とか、物品販売所を設けてはどうでしょうか。あつてはならないことなんですけど、もし万が一津波が発生しても、ちゃんとした建物なら被害額は大きいのですが、プレハブな

## 会 議 の 経 過

ら被害額も最小限で食い止められると思います。運営については、漁協の婦人部とか、本町の物産館を運営してるところに委託してはどうでしょうか。

このように、方法はいろいろあると思うのですが、柏原のプール等を含めた柏原地区に多目的広場をつくるというのはどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。柏原地区の振興対策といたしましては、明光園跡地の活用は大切であるということは十分承知しておりますが、今年4月に開催されましたルーピン祭の際に、多くの来訪者により協業周辺駐車場は満車となったため、臨時駐車場として明光園跡地を利用させていただきました。

また、8月に円山公園でグラウンドゴルフ大会が開催された際には、大会参加者の駐車場として活用をいたしました。

さて、去る8月29日、鹿屋市のホテルで知事と語る会が開催されまして、2市4町の議員が参加したとの内容が新聞で報道されました。この中で、塩田知事が、稼ぐ力を語り、佐多岬やルーピン祭などを掲げ、観光客の滞在時間を延ばして、観光消費額の増加を図ることが重要と説明されたとのことでした。

柏原地区でイベントが開催される際には、地元商工会によるテント出店や事業者によるキッチンカー、露天商による出店等が立ち並び、飲食販売や物品販売が行われておりました。これらはイベント開催時に限定した出店となっているので、例えば、ルーピンの花が見頃を迎える期間や夏休み期間などに来訪者向けの飲食販売や物品販売が行えるような仕組みを考えることも一つであると考えております。

議員御提案の、明光園跡地にプレハブ等を設置する方法については、民間活用による事業運営方法等を模索しながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番、児玉議員。

3 番（児 玉）

今、町長が言われたとおり、知事からも、稼ぐ力の中で、東串良のルーピンを紹介されていまして。このように恵まれた環境があるわけですので、町長も検討を言われたので、ぜひこのことをもう一回検討していただければと思います。

次に、柏原大相撲の質問をさせていただきます。

たしか6年か7年前だとは思いますが、柏原大相撲に千代丸と千代鳳が来たとき、多くの観客が来たのを覚えています。今でも柏原大相撲には、ある程度の来客はあるのですが、やはり日本相撲連盟の力士が来るのと来ないのでは、全然活気が違います。

## 会 議 の 経 過

そこで、東串良相撲連盟のほうから力士を呼びたいと要望があった場合は、町長はどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。承知のとおり、柏原大相撲は江戸時代に始まっておりまして、300年以上の歴史があると言われております。近年は東串良少年相撲、県下少年相撲、県下中学生相撲、南九州高校相撲や三役相撲を実施するとともに、3歳までが対象の乳幼児健康祈願土俵入りや疫病退散や大漁願、女性だけで行われる町指定無形民俗文化財でございます相撲甚句踊りの内容となっております。

議員のおっしゃる、以前、千代丸と千代鳳兄弟を呼んだときは、ちょうど相撲の土俵の上に屋根をつけたお披露目があったものですから呼んだという経緯がございます。今、大相撲が六場所制になってから、なかなか呼べる機会がないというか、ちょうど5月には5月場所があつて、会長さんともお話ししたんですけど、ちょうど大相撲と重なつてと言われて、それをまた時期をずらすとか、そういうことを考えて、会長さんとまた相談してみたいと思っております。

そのような中で、令和2年から5年まで新型コロナウイルスのため、柏原大相撲を開催していませんでしたが、今、議員がおっしゃる令和6年には、5年ぶりに、5月の第二日曜日に開催し、本年も、昨年同様、5月の第二日曜日に開催されました。柏原大相撲や日本相撲協会所属の大相撲力士でございます志布出身の千代鳳、それと千代丸関を、平成30年12月25日に開催しました柏原町内相撲屋根落成式のときの際に招待いたしました。町といたしましては、教育委員会といたしましては、本町相撲連盟から要望があった場合においては、柏原大相撲が300年以上の歴史があることや事業の目的などを考慮し、大相撲力士招待のための予算確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そのためにも、昨年と本年同様、開催時期を5月とする場合には、前年度の次年度予算編成時期までには町に要望する必要がございますので、そのことを考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番、児玉議員。

3 番（児 玉）

私も本町の相撲連盟の会長から、力士を呼んでいいよと町長から言われたこともありますということだったんですが、なかなか日本相撲協会の部屋の親方との調整が、今町長が言われたとおり、なかなか難しいみたいです。だから、その調整がついた場

合は、ぜひ呼んでいただけるように希望しまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問は、柏原地区の下通の避難経路と振興会ごとの避難訓練の実施についてであります。

柏原地区には19の振興会があって、その中でも、柏原の下通は9の振興会で、111の戸数があります。戸数が111なので、まだ多くの方が住んでいると思います。ある年配の方と話をしたときに、その年配の方が言われたのが、私は柏原に移り住んできたときに、おいしい魚がいっぱい食べられて、春にはルーピンの花が咲いて、なんてすてきなまちに来たんだろうと思われたそうです。ところが、東日本大震災以降は津波のことが頭から離れず、毎日がそれと言われました。

私たち下通に住んでいる人たちやその方が言われるには、どのような避難をすればいいのかと私に言われました。私は即答しました。まずは近くの坂を上り上がってください。下通は標高がゼロメートルだけど、上通に上がれば8メートルから9メートルあります。それが済んだら、最終目的地は、柏原小学校の屋上です。東串良小学校の屋上は標高17メートルとなっていますので、志布志湾の津波の高さが7メートルであると言われていいますので、小学校であれば大丈夫ですよと、私はその方に言いました。これは、あくまでも津波の高さが想定内での話でありますので、本当はやっぱり遠くまで逃げるのが理想だと私は思っています。

私がこのとき思ったのが、下通の人たちは、本当に避難経路を把握しているんだろうかと、老人の方はどうなんだろうかと、町がサイレンを鳴らして、数回避難訓練をします。自分が思ったのが、これで大丈夫なのかなということです。町には危機管理監がいます。彼は消防職員で知識も豊富です。この人を中心に消防団と連携して、下通に住んでいる人たちにもっと危機感を理解してもらうためにも、振興会ごとの訓練が重要だと思ってるんですけど、このことについてはどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。議員も御存じのとおり、現在本町では、自主防災組織が各振興会で結成しておりまして、結成率は、令和6年度におきましては86%となっております。

自主防災活動は、各振興会で活動内容を検討していただき、年1回以上活動を実施することで町民一人一人の消防、防災に対する意識向上につながればと思っております。平成25年度に交付要綱を制定いたしまして、防災活動に対するの交付金も交付しておるところでございます。

ぜひ、本組織を活用し、振興会ごとで避難経路確認等の訓練を実施していただければと思っております。

また、活動内容の相談はもちろん役場で受け付けておりまして、要請があれば、役場担当者を出向させ、避難経路や避難方法等の考案もさせます。振興会によっては、

## 会 議 の 経 過

町主催の津波避難訓練に合わせて活動を行う振興会も多々あります。今年も11月に町主催の津波避難訓練を計画しておりますので、多くの振興会、町民の方々が参加していただければと思っております。

今、議員は19振興会あるとおっしゃいましたが、19の振興会の皆さんそれぞれ自主防災組織を立ち上げておりますでしょうか。そこもちょっと気になりまして。もしつくってあれば、こういう避難訓練とか、机上の訓練というか、それぞれが皆さんが90歳ここですよ、80歳ここですよというのをみんな認識いただいて、それで声かけというか、お隣、近所が。そういう訓練もこの訓練のときに実施していただければありがたいなと思っております。

6月には、柏原地区の方々の集會に招かれ、役場総務課、危機管理係の担当者による防災講話をさせていただきました。今後もそういった集會等があれば、ぜひとも要請していただきたいところでございます。

議員が懸念されている柏原下通の各振興会における個別避難訓練計画や訓練に対しても、精いっぱいお手伝いや助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番、児玉議員。

3 番（児 玉）

今、町長が言われた訓練なんですけど、私の振興会では、新町下なんですけど、町のサイレンが鳴りましたら、ある避難場所が決まっていますので、そこに振興会の住民が全部集まります。人員を確認しまして、誰が来てる、誰が来てないのという確認をやります。それでサイレンが鳴ったときに、下通の人たちを見ると、うちの近くにお寺があるんですけど、そこを拠点として避難されている方もあります。その方たちの人数が少ないものだから、私は今回、もう一回、下通の老人とか、体の不自由な方を中心とした訓練をもう一回組んでほしいということで、この提案をしたところで。

災害は想定外が多いので被害も多いわけですが、私の住んでいるところは、今言ったみたいに、標高が9メートルで、志布志湾の津波の高さが9メートルですのでぎりぎりです。あつてはならないことなんですけど、想定内であることを私は願っています。

そして、日頃の訓練が役に立って、津波等の災害により町民から1人の犠牲も出さないことを私は願っております。そして、今回、私に相談された年配の女性の方の不安やストレスが、この訓練をすることによって、少しでも解消できればと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

これで、児玉議員の質問を終わります。

次に、5番 牧原完治議員の発言を許します。

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

通告に従いまして質問申し上げますが、私は、自主財源を増やせないかということと、猪被害対策について、2点ほど質問申し上げたいと思います。

まず、ふるさと応援寄附金についてなんですが、非常に便利な自主財源であり、今日の補正予算でも、この財源を使った事業が計画されております。2023年度が12億円で10億円を突破したわけなんですが、残念ながら昨年度は9億2,000万円ということで減っております。この2億6,000万円ぐらい減った要因は何か。そしてまた、今年度の途中なんですが、納税状況はどうか、まず質問したいと思えます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。ふるさと納税寄附金における令和6年度決算額は、9億2,328万8,040円でした。令和5年度決算額の11億9,113万3,200円と比べ、約2億6,784万5,160円の減額となっております。

令和5年度と令和6年度を比較する背景の一つに、ふるさと納税制度における送料の取扱いについて、制度改正で大きな変更がございました。令和5年11月以降、返礼品の送料は募集に要する費用に含まれることが明確化され、この募集に要する費用は寄附額の50%以下に抑える必要が出てきました。送料も含めて、返礼品や事務手数料などの全ての関連費用が給付額の半分以上を超過してはいけないというルールとなり、ルール改正が適用される前の令和5年9月には、駆け込みによる特需が起きました。

また、令和6年度は、ふるさと納税をされる寄附者の傾向といたしまして、令和の米騒動や物価高騰による影響で、高級食材やぜいたく品よりも、米や日用品等の需要が高まるとともに、給付単価の低下が見られております。日用品の中でも、生活必需品のトイレットペーパーや洗剤などが選ばれる傾向がございました。

また、本町の返礼品実績は、鰻がおよそ8割を占めておりまして、人気はあるのですが、令和6年度は、他自治体との鰻のシェアの取り合いとなっております。寄附者の多くは、返礼品目当てで寄附を行っているため、お得な返礼品が選択される傾向が強く、言わば価格競争で負けている状況となっております。これらは、包装資材や梱包資材などの価格高騰も商品価格に影響しているところでございます。

さて、今年度のふるさと納税寄附額は、8月末時点で、速報値で3億3,089万8,500円となっており、前年度の同月末時点と比べて、金額はおよそ5,000万円増えております。これは、今年10月からふるさと納税サイトでのポイント還元が禁止となるルールの影響も考えられます。また、令和5年度と同様に、制度改正前の9月に駆け込みによる特需も見込まれますので、これを期待したいと思っております。

す。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番、牧原議員。

5 番（牧 原）

制度改正で大分落ち込んだということなのですが、企画課長に聞きたいんですが、本町で農畜産物の加工品を製造した場合は、それはふるさと納税の返礼品になるか、企画課長で分かれば。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

本町の区域内で産物されたものを使って作られる加工品等については返礼品の対象となります。地場産物ということの基準になりますので。

以上です。

議 長（田之畑）

5番、牧原議員。

5 番（牧 原）

隣町の大崎町が、昨年は大分伸びているんですね。志布志を抜き55億円ということなのですが、もともと大崎町や志布志市については、鰻の資源がある関係上有利なのですが、この伸びた原因を、私、8月に大崎町の商工観光課の話を聞きに行きました。そうしたところ、大崎町はほとんどが鰻なんです。ただ、米が伸びたよという話を聞きました。そして、牛肉が落ちて、米に代わったような状況なんですよ。あとはマンゴーとか、いろんな農産物もありますが、鰻が100%近いというようなことなのですが、その鰻がなぜ伸びたかということを知ると、取扱件数が非常に多いんですよ。1件当たりの返礼品の単価が1万7,200円、他の産地については2万円台なんです。ですから、何というか、寄附者が手頃な値段だろうと思っております。多分、これも鰻の確保されていると思います。町長から先ほどお答えがありました、鰻の単価も、どうなんですかね、安いんじゃないかとは思っております。

そこで、我が町の寄附金を、せめて10億円程度は伸ばしたいと私も思っているわけなのですが、その方策はないものですかね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長 (宮 原)

このふるさと納税制度の趣旨は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝し、もしくは応援する気持ちを伝え、または税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするものでございまして、制度設立後に自治体間の返礼品競争が過熱いたしまして、本来の趣旨からかけ離れて、オンラインショッピングのようになっている現状でございます。

こうした中で、総務省による募集に要する費用の明確化や地場産品基準のさらなる厳格化が進められ、ふるさと納税寄附金の増額への対策は大変難しい状況に置かれておりますが、現在、次のことに取り組んでおります。

まず、広告費用を捻出し、寄附が多いポータルサイトへ振り分け、寄附者の目に留まるような広報活動を行っております。次に、既存の各ポータルサイトのページの見直しや現在取り扱っている返礼品の価格を見直し、さらに新規返礼品の開拓を行っております。また、人気の高いお米を取り扱っていただける返礼品事業者を今探して探しております。

次に、東串良町へのふるさと納税寄附金が実際どのように活用され、地域活性化や住民福祉の向上に貢献しているか分かるように情報発信し、選ばれる自治体としての活動を行っております。

次に、町外で開催されるイベントに職員が参加し、町のPRとともに、本町へのふるさと納税寄附金の呼びかけを行っております。今月は14、15日に東京駅で開催されるJR東日本ふるさと納税フェスタに職員が参加いたしまして、協賛事業者から提供のあった試食品を用いながら、本町へのふるさと納税をお願いしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

5番、牧原議員。

5 番 (牧 原)

非常にいい返答をもらったわけなんですけど、やっぱり広告とか、町外でのイベントとか、こういうのは大事かと思っておるわけですが、3番目の質問なんですけど、町の物産館があるわけなんです。今まで多額の投資をしてまいりましたが、現在、物産館の管理者がモエノバさんに替わっております。今は非常に顧客数も増え、非常にいい商売というか、されているわけなんですけど、物産館でも返礼品が、毎月五、六十万円出ております。ここの物産館のモエノバさんをお願いして商品開発はできないか。また、鰻のかば焼きができないか。それと、米のストックをして、今ならまだ米が十分ございます。本町にもこれをストックして、米も二、三年はまだ高値が続くと思っておりますので、米の返礼品の問題、また、ピーマンの規格外品がいっぱい出るわけですよ

## 会 議 の 経 過

ね。規格外品で青汁ジュース等はできないか。それと以前、返礼品をデリカフーズさんをお願いしたことがあるんですね。あその場合は、肉の一次加工をされたわけなんです、非常に人気があったわけなんです、デリカフーズさんの技術と提携して、本町で肉の一次加工はできないか、そのような検討をされて、今、企画課長から、地場産業のものを地場で作れば返礼品になりますよというようなことがございましたので、ぜひここは検討していただきたいと思います。

今、給食センターを解体されるわけなんです。今度解体に7,000万円の費用かけるわけなんです、極端な話、加工場に7,000万円かけて、一次加工場をつくったらどうですかね。これは極端な話ですが、そういうことで、ぜひふるさと納税で年間10億円程度は伸ばすような努力をしてほしいと思います。

それで次に、猪対策なんです、この前5月の頃、カンショの植え付けが4月から始まるわけなんです、町道雪山境線のところで、5月頃、まだ鉛筆程度のカンショが生えているか、いないかというような時期だったわけなんです、一面猪に荒らされて、マルチ栽培ですので、後片づけが大変なんです。今はそのまま放ったらかしにされておりますが、そして近隣のところも部分的にやられているということで、ただ大崎町境なんです。我が町は、岩弘・溜水の畑は、ほとんどが大崎町の出先なんです。大崎町との協議が必要かと思いますが、この辺の協議について尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

初めに、猪等の有害鳥獣の駆除等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のための特別措置に関する法律において規制されておまして、駆除作業を行う場合は、市町村への捕獲許可申請が必要となります。

捕獲に関わる各種免許の取得は条件となっております。また、市町村では同法の規定に基づき、この区域内で有害鳥獣に係る被害防止策を総合的、効果的に実施するために、鳥獣被害防止計画を策定しております。当該計画におきまして、計画の期間、捕獲対象とするため、鳥獣の種類、捕獲等に関する事項を定めております。

本町においては、令和元年度に東串良町鳥獣被害防止計画を策定いたしまして、令和2年に町職員、猟友会会員、消防団員、農家から構成される鳥獣被害対策実施隊であります東串良町鳥獣ハンターを設立いたしまして、捕獲活動等を行っているところでございます。なお、令和6年度の本町実績では、過去最高の71頭の猪を駆除しておりますが、さらなる捕獲強化を図るため、本年度、農林水産課職員3名が、箱わな免許等の資格を取得したところでございます。

議員お尋ねの、本町と大崎町境の猪対策については、溜水地域の境における被害状

## 会 議 の 経 過

況を鑑み、大崎町と協議いたしまして、大崎町側の畑に箱わなを1基設置していただいております。現在、捕獲許可関係もあって、大崎町、東串良町それぞれ単独での捕獲活動でございますけれども、今後の対策といたしましては、町外を含む広域的な捕獲体制を確立するため、町外での捕獲許可、わなの設置等について、県及び近隣市町と協議を行い進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番、牧原議員。

5 番（牧 原）

農水課長でもよろしいですが、この猪の被害額というのは、金額では農産物の被害が出ておりますかね。金額であれば。

議 長（田之畑）

農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

本年度の被害状況でございますが、サツマイモの収穫が終了しておりませんので、現時点での被害額は不明でございます。

参考ではございますが、令和6年度の被害状況では、露地野菜のブロッコリーのヒヨドリ被害が113万2,000円、畜産のロール破損とタヌキ被害が18万円、計131万2,000円ございました。

なお、鳥獣による被害を防止するため市町村が策定します鳥獣被害防止計画では、令和3年度の現況では、飼料作物、芋類の猪被害が33万3,000円、畜産のロール破損とタヌキ被害が17万6,000円、計50万9,000円ございましたが、令和7年度の軽減目標値は50万円以内と設定させていただいております。

本年度、鳥獣被害防止計画を更新する年でもありますので、来年2月頃をめどに必要な調査を行いまして、被害額を算出いたしましたら、議会のほうにはまた機会を見て御報告をさせていただきます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番、牧原議員。

5 番（牧 原）

金額でも大分被害が出ているようですね。一昨日でしたか、新聞の南風録に鳥獣被害のことが出ておりました。町長も見られたかと思いますが、ちょっと読み上げてま

## 会 議 の 経 過

いりたいと思いますが、獣害対策で、国は市街地での発砲を可能とする緊急銃猟制度を今月から始めた。これまで住宅地での発砲は原則禁止され、危険が迫ってから警察官が猟師らに命じる仕組みだったが、法改正により、市町村の判断で銃による駆除ができるようになった。人材育成など課題が残るものの、速やかな対応が期待される。制度が対象にする危険鳥獣は、ヒグマ、ツキノワグマ、猪の3種だということがあつて、もう銃で打てるようになったと、私はこれを見て思ったんですが、そうであれば、町内でもハンターを育成して、ハンターになるには許可を取るまでには大分お金が要るそうです。ですから、予算等を組んでハンターを育成されたらどうですかね。

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

答弁は要らないですか。

町長。

町 長（宮 原）

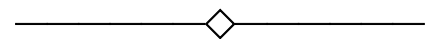
鉄砲というか、猟銃というのを、今度、3名の方が資格を取得されたんですが、今度、町に置いていただきました古谷さんという方は鉄砲の資格も取っていただきました。

議 長（田之畑）

以上で牧原議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時17分



再 開 午前10時25分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

では、早速質問に移らせていただきたいと思います。

まず1番目、職員のサービス残業についてです。サービス残業、いろんな話が耳に舞い込んでくるわけで、職員さんからの話もありますし、町内外のことも含めて、いろいろこの件についても自分で調べたりしてみました。

そのサービス残業があるのかないのかというのを、町長、まずそのことについて、

## 会 議 の 経 過

東串良の職員さんに関してサービス残業があるのかないのか、ちょっとお答えください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、超過勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則等において規定されております。

時間外勤務は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮した上で、正規の勤務時間以外の時間において、所属長の判断の下、勤務することを命じております。

また、職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、時間外勤務を命ずる場合に、月の上限等について規定されております。原則、月45時間、年間360時間を上限としております。

ただし、選挙、ふるさと納税、税申告など、残務量や業務の実態、時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い所属に勤務する職員や重要な施策に関する条例の立案、その他重要な業務であって、特に緊急に処理を要するものと町長が認める業務に従事する職員は、月に100時間未満、年間720時間、複数月で平均80時間以内を上限としております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今のその答弁は、残業についての規定はあるのかの尋ねについての答弁だったと思いますけども、サービス残業があるのかないのかと聞いたところで、質問前提で、そのことについてお答えください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

サービス残業があるかどうかということですが、町におきましては、条例、規則に基づいて時間外勤務ということが規定されております。それで特に、条例、規

則等でサービス残業という表現はございません。一般的に時間外勤務命令が出ていない時間帯にまだ職場にいるということにつきましては、それは勤怠管理で管理しておりますので、当然に時間外勤務命令が出てない時間帯にも残っている職員はいるということで把握をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だから、それについて残業代が払われているのか、払われていないのかということで、私はこの件で、労働基準監督署に行ってみました。労働管理基準監督署は、公共団体の残業代についての規定とか、取決めとかあるんですかと言ったら、一般企業に関しては自分たちは介入できるけども、公共団体について我々は介入できませんということでした。

それで今、課長が言われたように、内規、あるいはその規定、あるいは首長の采配によって決められるんですよねという話を聞いてきました。だからそれに基づいていて、東串良は80時間以内とか、いろいろな規定があると思うんですけど、大体スタンダードだと思うんですけども、労働基準監督署が言われたのは、我々は介入はできないけども、例えばそこで訴訟が起こった場合には分かりませんよと、だからいろんな裁判事例、サービス残業含めて、サービス残業という言葉の概念はないと言われましたけど、でも訴訟を起こされたら分かりませんと、いろんなところを調べてみると、やっぱり残業代は払わないといけないんですね。たまたま労働基準監督署が公共団体においては介入できないというだけの話で、もし、東串良で残業代をもらえてないよなとか、夜通ると電気がついていて残業されていらっしゃる方が結構目につくというのは自分も把握しております。

いろんな話を最初に言いましたけども、制限があるとなれば、例えば今、タイムカードが入り口にありますが、タイムカードに基づいてそういう残業代が支払われているのかいないのか。だから最初から前置きを聞いているんですけど、2人とも答えがないんですけど、残業代は、今支払われているんですか。それとも制限があって、葛藤する部分もあるのか、そこを聞きたいんです。その事実だけです。ちょっとそれを教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

残業代を支払っているかどうかということでございますけれども、これにつきまし

## 会 議 の 経 過

ては、まず、当然に支払うためには予算が必要でございます。しっかりと各課長、管理職、所属長がしっかりとそこ辺りを把握して、予算を計上し、そして予算の可決をいただいて執行しているというような状況でございます。

また、年度途中におきまして、そこが不足する場合には、しっかりと試算をしまして、それぞれの職員の単価がございますから、今月はこういった業務があるとか、その辺りを試算をして、その上で補正予算等で対応をして、支給をしているところでございます。

それで、勤務時間は5時15分まででございますが、5時15分になったらすぐ帰るというわけではございません。それ以降もちょっと残務整理とか、いるからといって仕事だけをしているわけではなくて、職場のコミュニケーションを図ったりとか、世間話とか、いろんな意見交換とか、そういったもろもろもあるわけございまして、残っているからそれに対して全て時間外勤務手当を支給するということには当たらないというふうに理解いたしております。

やはり命令があって初めて時間外勤務ができるわけございまして、そのときにはしっかりと所属長が何時から何時までどういった業務をするということで承認をしっかりと受けてから、勤務時間をして、そして支給をすると、それ以外のものにつきましては、本人の自己研さん、いろいろありますから、そういったものに対しては業務をしているのかしてないのか、その辺りもはっきりしません。先ほど申し上げましたとおり、コミュニケーションを図ることとか、いろいろ自分なりに調べたりとかする時間帯も必要でしょうから、先ほど申し上げましたとおり、しっかりと承認を得た分については支給をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからタイムカードがあるわけで、じゃあここまでが残業で、ここまでが残業でないというその判定は誰がされるんですか。例えば、その残業でそのときは部課長の指示命令と、そしてタイムカードを基によって算定されるわけですけども、その算定は誰がされるんですか。最後、町長、お答えください。

町長が答えないと、首長がちゃんとしないといけないんですよ。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えについて、課長に答えさせますから。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

町長からの指示を受けましたので、私のほうで答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、どういうふうに判断をするのかというわけでございますから、そこはしっかりと担当課で、緊急性を要するもの、そういったものは所属長も把握をしてるわけでございますから、担当者と所属長、しっかりとそこは確認をして、時間外勤務が必要であるということであれば、当然、承認を受けなければなりません。そして受けたものに対して業務をするわけでございます。

あとは個人的ないろいろ考えもあります。先ほど申し上げましたとおり、必ずその業務をしているとは限らないし、残務整理をしていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。いろいろと職員の質の向上を高めるために、職員同士でいろいろ意見交換をしたりとか、その細部まで確認をするということは、なかなか不可能でございます。ですからあくまでも、所属長の責任において緊急性があると、業務が必要であるという判断がされたものにつきましては、しっかりと副町長まできちんとそれを申請をして、承認を受けたものについては手当を支給するという流れになっておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今の総務課長の話では、ここにいらっしゃる各担当課長さんの、ある意味、決裁によるところが大きいということですね。そういうことだということで、今、ここで私も納得しました。

いろんなところの話が聞こえてきたということで、今、下のほうでも、多分、何人かの職員さんも今この同時中継を見ていらっしゃると思うんですけども、またその辺もちゃんと聞いて、自分なりに対処していきたいと思います。

次です。給食センターについてです。

ここにただし書は書いておきましたね。事前に、京丹後市のホームページの給食センターの項を参照されたいということで、参照していただいたと思います。これ網野学校給食センターというところでしたね。ほぼ1,000食、そして面積は我々東串良より大体400平米広いです。違いがあるとすれば発電システムだけかなと。それでこの前、580万円ほどの変更増で、東串良の今度の消費税込の工事金額は15億円を突破しました。

それで、この京丹後市と全く同じ、面積は向こうの方が多い。そしてこっちは給食センターの中に発電機システムだけかなという、これは特化されているわけですけども、東串良が15億円を消費税込の突破した。京丹後市の消費税込の価格は、今年3

## 会 議 の 経 過

月に落成して、9億4,050万円です。そしてこれがつまびらかにちゃんと開示してあるんです。中身から何から全部、そしてプラットフォームまで設けて、全国各地に発信されて、お聞きしたい方がいらっしゃったら、お聞きくださいというふうに書いてあります。一応自分がその辺を調べて、この質問に至ったわけですけども、自分もこの数値的な部分に間違いはないと思うんですけども、要するに、15億円を突破した金額と、9億4,050万円、ほぼ5億円下がるわけですよ。スペック的にはほぼ同じです。今、物価高騰で資材の高騰とかいうけど、今年の3月に落成ですよ。東串良は7月に落成ですよ。4か月しか変わらないこの中で、どれほどの資材高騰があったのかなと不思議に思っているところです。ちゃんとした合理的な説明がなされたら納得するんですけども、ほぼ同じ規格、規模、それで5億円の差がつくのはどういうことなのかなということ、合理的説明を求めます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

説明いたします。京丹後市の給食センターの規模概要には、本町とほとんど同等と考えておまして、瀬戸山議員の一般質問を受け、今回、京丹後市のホームページを拝見いたしました。

京丹後市立網野学校給食センターは、旧網野町内にある小学校4校、中学校1校を対象として建設されているようでございます。中身はアレルギー対応に大分苦慮していらっしゃって、そのようにアレルギー対応ということも考えてらっしゃるようでございます。

京丹後市立網野学校給食センターと本町学校給食センターを児童生徒数、敷地面積、延床面積、工事着手時期や建設工事費で比較してみました。本年5月1日現在における児童生徒数は、網野町は687人、本町が555人で、本町が網野町の約0.81倍でございます。敷地面積は、網野町が約3,555平方メートル、本町が約7,487平方メートルで、本町が網野町の約2.11倍の広さでございます。延床面積は、網野町が2階建ての1,841平方メートル、本町が1階建ての約1,550平方メートルで、本町が網野町の0.84倍でございます。工事着手時期は、網野町は、令和5年9月、本町が令和6年8月で、近年の資材等の高騰から、公共単価や工事単価は網野町のほうが安価であると推測されます。工事建設費は、網野町が18億7,559万円で、本町が15億8,433万円で、本町が網野町の約0.85倍でございます。

建設工事は、本町が網野町の約0.85倍で、児童生徒数の約0.81倍や延床面積の0.84倍と差異は小さく、さらには公共単価や工事単価も判断材料の一つとした場合において、議員御指摘の工事単価の差が大きいということにはならないものではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私の見方が悪かったんですかね。ウェブサイトで5項目ぐらい出てくるんですよ。その詳細が出ていましたけど、9億4,050万円でしたよ。18億円ってどこに書いてあったのかなど。町長、ちゃんとこのホームページを見られたんでしょう。9億4,050万円でしたよ。どこに18億円と出ていましたか。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

議員お尋ねのことについて回答いたします。ウェブサイトを拝見いたしましたら、建築主体ということで、9億6,074万円ということで書いてありまして、その下に、電気設備、機械設備、厨房機器、これを総額で合わせますと18億7,559万円というふうに掲げてございます。

本町の場合も、建設工事費全てを今の建設主体、また電気設備、機械設備、厨房機器を合わせた金額となっているわけでございます。

今、建築主体の9億6,074万円に対しまして、本町の建築主体の金額を申し上げますと、7億9,861万円という数字になります。

したがって、建築主体でも1億6,213万円の減額となるわけでございます。以上です。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これは私の失敗というか、ちゃんと見届けていなかったということで、これはそういうことであれば私の誤りです。それは反省いたします。申し訳ございません。

あと、ここもだし、鹿屋市北部給食センターもですけど、造りがほぼ一緒なんですよ。いろいろ業者さんに聞いたときに、東洋食品さんがすごくいろいろ出てきてくれて、コーディネートしてくれたと業者さんもみんな言っております。

以前の総務課長に、東洋食品さんは関係あるんですかと、一切関係ありませんということでした。業者さんとか、設備屋さんみんな東洋食品さんが絡んでいるという話なんですけど、前の総務課長が一切関係ありませんという話が180度違うんですけど、実際、この東洋食品さんが東串良町給食センターの建設に関わっているか、いないかというのを、町長、一言でお願いします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校給食管理基準に基づく内容につきましては、調理業務委託業者である東洋食品が関わったことはございません。

しかしながら、学校給食配送用のトラックの後方扉と学校給食搬入口及び回収口の突合部分の高さや幅の打合せの工程会議に1回は出席していただきました。

調理業務を東洋食品に委託しておりますが、東洋食品にかかわらず、調理業務を委託する立場にある町としましては、調理業務従事者の健康面に配慮する必要があるとの認識から、休憩室の広さや男女別の休憩室、調理業務衣服の洗濯及び乾燥場所などについては考慮したところであり、東洋食品が関わったのは、工程会議に1回出席していただいたことだけでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

東洋食品さんは、ほぼ無償でされたという認識でよろしいですね。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

調理委託業務従事者でございますので、東洋食品が本給食センターの建築に関わることはございませんでした。1回のみ工程会議には、先ほど申し上げたとおり、出席はしていただきました。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

分かりました。またその辺は業者さんと話が違うので、またそこを確認してみますね。

次に行きます。役場職員さんの減少についてです。

## 会 議 の 経 過

今年3月に非常勤の方も入れて5名辞められて、7月にはまた1名辞められて、またうわさでは、これからもそういう方が出てくるんじゃないかということをいろんなところから耳にするわけで、実際、職員さんのある人によると、これだけ人が少なくなると業務に差し支えると、そういう危機感までお持ちの方は結構いらっしゃるんです。何でかなと思っているところです。新規にしても、今年はまた今一生懸命やっているから7名ぐらいの方がノミネートされたという話も含めて、けども、今年の4月からの採用はゼロでしたし、去年も3名いたけど、2人が辞退して1名だったと。だからこのことについて、どんどん、どんどん職員数が少なくなってくると、これは深刻だなと自分自身も思います。特に福祉課さんなんか、もう予算の3分の1を占有するぐらいで、あの人用で物すごく忙しいみたいですね。

だからそういうことを含めて、福祉課の方も何人も辞められましたけど、その辺を町長はどのように受け止めていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

過去5年間の職員数を申し上げますと、令和3年は89名、令和4年は90名、令和5年度が91名、令和6年が93名、令和7年が91名でございます。年によってばらつきがございますが、おおむね90名前後を推移しておりまして、議員おっしゃるとおり、令和7年7月1日に新規採用者を確保することはできませんでしたが、令和7年10月1日付で1名の採用を予定しております。

また、埋蔵文化財専門員につきましても、令和8年1月1日付で採用を予定しております。これは、今年7月から8月に採用試験等を実施し、採用内定しているところでございます。ですから、議員おっしゃるとおり、人材の確保については深刻な問題でございますが、早めの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

東串良みたいに人材が不足する形で危機を持っているというところもあれば、私の知り合いが、今、宮崎の三俣まで非常勤で行ってるんですけど、去年は20名ほどの参画があったという話を聞きました。なんで東串良はこんなに違うんだろかなというのは、やっぱり首長の町政に対するアピールの仕方じゃないかなと思うんですね。だから、今日は極論後から言わせてもらいますけど、複合施設建設だけきゅうきゅうとしてしまって、周りの部分に気遣い、心遣いが全然行ってないんだなと、だから、

人気のあるところは首長自らがアピールをしているんですよ。町はこの方向性で行きます、このような未来像を持っていますとか、東串良はそらが全くないんですね。だから職員さんがどっちにどう向いて仕事をしたらいいのか分からなくなっていると思うんですよ。だから今度は大崎町の関連で、さっきのスポーツの協力隊の人たちのがありましたけど、東串良町単独の協力隊の人たちはみんな帰っていますよ。この辺で定職ゼロですよ。東串良だけです。何が足りないんだと思いますか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

地域おこし協力隊というのは3年間の任期でございますけれども、話を聞いてみますと、それぞれあっちへも行きたい、ここで残ってくれんねと、いや、私はまた別なところで3年間研修したいという。日本全国もあるなというのが根底にあるようでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いや、大崎も肝付町も錦江も南大隅も3年終わったら定着されて、残られて活躍されてるんですよ。東串良はそれがゼロ。そして途中で帰られた方もいらっしゃる。話も聞いてみました。全然配慮がなされてないんですね。だから東串良の職員さんにしてもどんどん、どんどん辞めていかれる。これは東串良の特徴ですよ。

だから、町の方向性、アピール、全然見えてないんですよ。町長、あなたがやる仕事はこれがまず第一ですよ。笑顔あふれるまちづくりと言うけど、具体性が全くないです。笑い事じゃないですよ。

これで次に行きますね。だから職員さんが、この件も言いました。多分見ていらっしゃると思うんですけど、これからあなたの姿が多分、重要なあれになってくると思います。それを自分自身で、自分の言葉でちゃんと述べられるかなんですよ。他人まかせは駄目ですよ。

次に行きます。複合施設についてです。

鹿屋市東地区、7月15日に自分たち行ってきました。資料を準備していたつもりだけど、資料は要らないということで、いろいろそちらで調べてくださったと思います。一言で言えば、平成14年か、10年前の建物で、鹿屋市東地区は東中校区の2万7,000人を対象にした建物でありました。東串良はそれに対して、2万7,000人を対象にした公民館なんですね。いわゆる。3億7,900万円の建物、それは立派でした。同僚議員の方々からも昨日も話がありましたけど、あれで十分だろう

と。あつちは、だから2万7,000人に対して3億7,900万円。もちろん10年前だから、物価の高騰だから、その倍ぐらいでもいいと思うんですよ。5億円、6億円。それにしても東串良は、6,500人に対して50億円の建物ですよ、今度は。鹿屋市の職員さんの方が、ほうって、3人いらっしやるのが口に出てしまいました。我々はこの特別委員会で行ったわけですけども、その議員の皆さんの中の1人から出た言葉が、もう名前は言いませんけど、こういうのが近くにありながら、東串良の執行部はちゃんと比較対象を調査したのかということが疑問だと言われましたね。それで行ったんです。資料は要らないと、向こうが資料を作ってくくださったので皆さんに配付しようと思ったけど、もう配付は要らないということだったので、その中身の概要を言えば、ここにも書いてありますけども、先に言いますけど、前町長は50億円の建物、かれこれを造ったとしても、基本計画を基にして、年間維持費、それからランニングコスト、これを町民の皆さんにちゃんと提示できますかと言ったら、できないと言われたんですね。そんなことあり得ないんですよ。だからその資料の中には、ちゃんと3億7,900万円で造った建物の年間ランニングコストは1,900万円と出ていました。コンサルの人に聞くと、建物の大体5%は年間のランニングコストだそうです。今度、建物自体が38億円で、40億円と計算して、じゃあ5%としたとき、年間ランニングコストは2億円なんですよ。鹿屋市もそうでした。ほかのところは大体5%できてます。この2億円をどう捻出するのかと、それを今日言いたかったわけですよ。

だから町長、私が言ったランニングコスト、一緒に答えていいですから、今度また再度聞くということですけど、これの提示しなければ成立しませんよ、複合施設建設は。年間経費も全部出している。議会でも言いましたけど、これを今、生成AI、ChatGPTでやってくれた方がいたんです。まさしくそのとおり、そして年間維持費もさることながら、LCC、ロングサイクル、つまり、長期的な経費、5年後、10年後、必ず保守修理が出てくるんです。その後、LCCのことも一切まだここでも公言されていないと。ランニングコストも提示できない。LCCも提示できない。だからおたくらが言われるように、国から過疎債を借りて、県からもちょっと支援をいただいて建物はできますよ。この前も言ったように、なぜ内之浦のコスモピア、あんな立派なやつを閉鎖して解体したか、これはランニングコストを捻出できないから、LCCを捻出できないからなんですよ。ほかのところの温泉施設もみんな赤字に陥っている。昨日は議員間のラインで、私は2つ出させていただいたんですけど、今日は一つ申し上げますけども、2つのうちの1つが、埼玉の新座市が今度複合施設を造ると、ほぼ鹿屋の生涯学習センター、人口をどれを対象にしてるか、これちょっと電話で聞いてみようと思うんですけど、そして、福島湯川村というところは、人口3,000人に対して、今度16億円の複合施設を造ろうとしていたみたいです。それが不透明な金額訂正、それからこれが本当に必要かということ内外から言われて、議会が2回、修正動議をかけたら、執行部がその計画を一切取り下げたそうです。その記事を、昨日、議員間のラインに送っておりました。だから世の中そういうことなんですよ。世の中は長寿命化に移っているんですよ、財政難だから。今、東串良は、

だから昨日も5,048万8,000円、建物の調整等基金に繰り入れしましたね。だから昨日も、今日後に採決がありますけど、今度の調査、そして地盤調査をするところで960万円増額をお願いしますと、これ一般財源ですかね、そこはちょっとチェックしないと分かんないけど、どんどん、どんどん雪だるま式にお金が増えてくる。だから私はさっきの残業代もそこもだけど、一緒に本当は話したかったんですけど、この5,048万8,000円を建物のために基金をつくったと、どんどん見えないお金も膨らんでくるんですよ。今度も960万円、その説明を課長に今日求められると思いますけど、どういう答えが出てくるか分かりませんが、雪だるま式に経費も増えていきますよ。今、建物が38億円、トータルで50億円というところでしたけど、私はいろんなところの比率で考えると、最初トータルの30億円が50億円になったんですよ。20億円増えたんですよ。今度の50億円は、私は大体1.6倍ぐらい来るかなと思っています。いろんなところ比率でみると。最低でも70億円から80億円になるんじゃないかなと自分は予想してるんですけど、そしてましてや、この70億円、80億円になった場合、たとえ今の50億円でも、もう増額の域に始まっていますね、増額が。これは本当に過疎債で対処できるのかな。これ確定じゃないでしょう、過疎債も。過疎債がもし外れたら、一般財源からお金を調達しようと思っているんじゃないですか。だから、鹿屋市がランニングコストから全部出していることをなぜ出せないんですかということなんですよ。ひっちゃかめっちゃかになると思いますよ、こんなことでは。町長、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

複合施設と掲げたのは、今、戦後80年です。終戦後も。終わって、その後、日本というのはほとんど経済成長というか、昭和45年とか、複合施設とか、総合センターとかを造ったのはその時期なんです。大体昭和40年代、福祉センターからみんな老朽化しているんです。日本中が今は老朽化なんですけれども、下水道にしろ。我が町もそういう状況で、終戦後造ったのがいっぱいあって、それが老朽化している。それを今、総合センターも雨漏り等あって、今、舞台の上も雨漏りなんですよ。ホールのほうは傘を差しているんですよ。バケツの上に、そういう状況になった。今、建設業者がいうのは、上のほうに乗ったら危ないですよと言うんですよ。それだけもう老朽化していて乗れる状況ではないんですよ。ましてあそこは、それこそ低地で、昔、でんぷん工場の跡地に建てられたものですから。私が、それこそ昭和45、6年だったですかね、もうパイルを打つ音が唐仁まで聞こえとったんです。タンタンという、朝夕からパイルを打ってたんです。なん十本という。でんぷん工場跡地に建てられた建物だから、余計、老朽化がひどいというか、そういう状況なんだろうと思っています。

今のこの給食センターもそうです。地下水がどんどん来るところで造って、この給食センターはまだ30年もたってなかったけど、そういうふうに建てる場所が悪ければそうなっちゃうんですよ。

だから、老朽化のためにそうやって建て替えなくてはならない。それを1か所に造ろうというのが私の考え方なんです。もう個々に造るんじゃなくして。

それで議員お尋ねの鹿屋市に所在する東地区学習センターについては、鹿屋市のホームページで情報を確認したところでございます。鹿屋東中学校区の生涯学習社会教育の拠点施設として、平成14年4月1日に開館されました施設でございます。館内には集会室、学習室、和室、調理実習室が整備され、各種講座の開設や同好会活動などを行えているようでございます。また、鹿屋市においては、東地区学習センターをはじめとした公民館及び地区学習センター等の施設が14か所ございます。

さて、本町の複合施設は、町民の利便性と安全性を高め、老朽化した公共施設の課題に対応しつつ、将来の町の方向性を示す拠点として位置づけております。検討は令和5年度から開始し、外部有識者を含む委員会と庁内委員会を設け、アンケート、ワークショップ、住民説明会を経て、基本構想・基本計画を策定いたしました。東地区学習センターの目的と機能における比較では、本町の複合施設も、町民の生涯学習や社会教育の一端を担う目的と機能を備えております。規模においては、本町の複合施設は、基本計画において、複合施設に求められる機能に、にぎわい、交流、くつろぐ、学ぶ、調べる、発信する、働く、そして避難、備蓄、支援が挙げられます。それらを実現するためのホールや各種諸室で構成されるための延床面積は3,000平米を目標面積としておりますので、東地区学習センターと比較するには、規模がちょっと大きくなります。

既存施設を集約化、複合することにより、多機能を備えるものになるものが、本町の複合施設の特徴でございまして、東地区学習センターとの違いでもございます。

次に、ランニングコスト、維持運営費は提示できるか、再度尋ねるの問題に対しまして、さきの6月議会においても同様の質問をいただき答弁をいたしました。前回と同様、状況は変わっておりませんので、次のとおりお答えさせていただきます。基本計画の段階での維持管理費をシミュレーションすることは可能とは考えますが、設備仕様や建材などが具体的に決まっていないので、大まかな想定での概算となり、正確性に乏しいものと思われま。また、維持管理費をシミュレーションするときも、どういう前提条件にするか、どういう項目を設定するかによって結果が違ってきます。例えば、前提条件で床面積、利用時間、設備としての空調、照明、給排水設備、エレベーター、諸室としてのホール、事務室、図書室、会議室などなどの稼働率を付したり、維持管理費の項目として、光熱水費、清掃費、保守点検費、修繕費、警備委託料、管理人員費を設定するかどうかといったものが影響してきます。このようなことから、維持管理費をシミュレーションする場合でも、今後予定されている基本設計や実施設計で、複合施設建設の設備仕様や施設運営がより具体化してくれば、概算であっても参考にできる試算を得ることが可能となるものと考えております。

維持運営費だけに限らず、数年後から補修修繕費も発生してくる、その具体的見解

をお尋ねということもお答えしますが、議員御指摘のとおり、建物の使用状況や経年劣化による修繕等は当然発生するものと考えております。既存の総合センターや高齢者福祉センターにおいても、床材、外壁、屋根、水回り、空調設備などの修理はありますし、役場本庁舎においても、フロアの張替えや空調設備の更新、屋根の防水工事など、建物を維持し使い続けるための修理は必須でございます。これらの修繕に対しましても、議会議員の皆様の御理解と御協力の下、事業を執行することができておりまして、公共施設の管理者として感謝申し上げます。

今後は、既存の施設を集約化、複合することにより、個別にかかっていた維持管理費や修繕費等が縮減できるものと考えております。

以上でございます

議 長（田之畑）

町長、総務課長がそう言っていますが、いいですか。  
総務課長。

総務課長（中 島）

ちょっと1点だけ、先ほど、議員が30億円が50億円になったというふうにおっしゃいました。30億円はあくまでも過疎計画で大きな事業でありますから、仮に30億円と入れたわけございまして、設計業者を入れて試算をして30億円ということを入れたわけではございませんので、そこは誤解なきようによりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

それは最初に言えばいいですよ。全然分からないですよ。30億円と言ったじゃないですか。

それで言いますけど、昨日、浜屋課長にも言ったんですけど、今、もうちゃんとすごいあれができてますね、生成AI、ChatGPT、これをだからやってみてくださいと、一言で言えば、人口減少の中、将来、財政難に遭うだろうという結果が出ています。生成AIとChatGPTも。こんなごり押しやったら、生成AIとChatGPTでもやってみてください。どんな答えが出てくるか。細目のいろんな条件を設定をすればするほど厳しい答えが出てくると思いますよ。そんな時代です。こんな大きなのは要らないって、だから今度、青写真が、基本計画を提示されて、昨日も言いましたけど、皆さんびっくりおったまげですよ。何でこんなのが必要なの、この御時世になって。予算をかけるところはほかにあるでしょうって、農家の人も言いますよ。この前も言ったけど、役場執行部だけですよ、こんなことを動かしているのは。

それを言ってるんですよ。

それで後からもう時間がないから行きますけどね、今もう4番終わりました。

次、5番目、これは今日のメインになろうと思っているんですけども、いつも、もう何年かでしたけど、ずっとでしたけど、議題を、あるいは予算を提示するときに、もうほとんど細部も、中身も出さないで、はい、これは金額だけを出して、認めてください、採決をお願いします、このようなスタンスでした。それで私が、こういうやり方はおかしいからと、朝提案をして、そのままここに来て採決、こんなのあり得ないと言っているんですよ。そういうのを今までやってきてたから。去年もこの話について言いました。複合施設を今年も1, 300万円、複合施設じゃなかった、遊具、農業改善センター、これも随契でした。去年も随契で1, 200万円ポンと出てきました。金額だけ出して、あと中身は何も分かりませんよって。そしたら副町長が、ちょっと今ダウンロードしてコピーして持ってきてと行って、要請しないと出さないんですよ。だから情報開示をしたがらないんですよ。このように言いましたよね。あんな少数の遊具で1, 300万円、あれはびっくりしますよ。あれはほかにもメーカーがあるのに、合見積りでもしていいから、やればいいのに、ほかのメーカーとも比較対照しましたかと言ったら、企画課長はしませんと一言でした。こんなの今の御時世にはあり得ないんですよ。東串良だけの常識ですよ、これは。世間の非常識ですよ。それを言っても分からないんだから。それでこの御時世に随契にする根拠とか、ただ自分たちに都合のいいような条例を提示してきて、それを納得させようとするこの強引なやり方、閉口しているんですよ、自分は。それも言ったけど、後からまた質問もあると思うけど、昨日付で960万円増額を、複合施設の基本計画に入れてくださいと一言で、そんなもんじゃないですよ、本当に。

今日は確信をちょっと言おうと思っているんですけど、あと10分。情報開示、それからこのユーチューブにしても、私は町民の皆様に情報開示をすべきだからということで、ユーチューブをしないといけませんよね、みんなやってますよということで、でも言うてから足かけ3年かかりました。それを最後まで反対してたのは大園さんと浜屋さん、おたくらでしたよ。誰が何と言おうと。だから都合の悪いことを消そうとするんですね。今日言わないといけないとはここなんです。だから、複合施設建設に関しても、私は言いましたよね、町長、どこで町民の皆さんに言いまと言ったら、町長なんて言いました、一昨年。議会だよりに掲載してもらいました。そして17名の検討委員会の人、町報に出しました。この2点を言ったから、町民の皆さんに知らせたことになると思ひまして、もうとんでもないちんけな発言があったんですよ。こんなの通らないんですよ。じゃあその間に何をしたかというのは、あのアンケートですよ。その間にあんなアンケートを出して、造ることを前提にしたアンケート、こんなの後ろに来てる人からも言われましたけど、誰がこれを査定するのよと、策定、それ誰が認めるのよと言われました。この前、私は副町長室に行きました。大園さんのところに行きました。司令塔はおたくですよと。これが東串良の構造的問題点なんです。町民の皆さん、パブリックコメントに出席してもらえなかった、検討委員会にも来てもらえなかったというのであれば、そうなるようにやらないといけないんです

## 会 議 の 経 過

よ。それをいいことにして、町民の皆さんが参加しなかったから、アンケートは33%返ってきたらオーケーですって、こんな傲慢なやり方はないと思いますよ。

それで、ついでに2番目に行きますけど、今度、7,660万円、そしてまた960万円の上乗せ、このことに関して、このプロポ言いますけど、このプロポーザルにしても、11名の審査員がいたら、その方を教えてもらえますかと言ったら、企画課長は、できませんと言うんですね。じゃあ結果は分かったけど、中身をどのように査定されたんですか、審査されたんですかと言うと、それも公開できませんと。何でこんなに隠す必要があるんですか。何か裏があるとしか思えないですよ、こんなことやってたら。ほかのところはみんな出していますよということも言いましたよね。

町長、こんな形ですよ。今、宮原町政の執行部が。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、批判はいいから質問をしてくださいよ。

4 番（瀬戸山）

いやいや、質問の、これは絶対言わなきゃ駄目だ。今日の話の核心ですよ、これは。

議 長（田之畑）

要点をまとめて。

4 番（瀬戸山）

もう時間ないから、今日はこれを言わせてもらうために来ました。だから後ろの方の答弁もそういうのを求めていると思います。核心を突いた話をしないと。誰が主導をしてるんだって。隠蔽じみたことを。全然知らされてないですよ。町長、あなたからの町民に対する複合施設のアプローチ、キャッチフレーズ、何もないですよ、いまもって。町民の方は分からないんですよ。どうですか町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

答弁書ぐらい読ませてください。私が書いたんですから。

議場での採決とか調査機関においては、議員の皆様で御検討いただくべき問題でございますので、答弁は控えさせていただきます。

議案の説明についても、各課が全員協議会や常任委員会で説明させていただきますので、この説明資料とか内容に不足があれば、議員の皆様でお諮りいただいて、説明の要求がございましたら、当然のことですが、対応させていただく所存でございますので、説明が足りなかったら呼んでください。声をかけていただいたら出しますので、説明責任として。ただブウブウ言ったってしょうがないですよ。

何が足りないのか、それは足りるよう説明しますので。  
以上です。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今日、後ろの方から、もうこんな話になると、もういつもこんな感情的になるので、もうやめてくれと言われて、もうあえて言いませんけど、これがでも東串良の実情です。現実です。だから、さっき言った企画課長とそれから今の副町長、議会事務局にいるときから、なぜか頼みもしないのに複合施設の施設が何回もあったんですよ。我々は頼んでないですよ。何なんだろうといつも思っていました。こういうことに関して言っているんです。これが東串良の構造的問題点です。これは今も権力になっているんですね。権力というのは腐敗する。絶対的な権力は腐敗する。そして権力は真実を隠そうとする。こういう言葉があるんですけど、私はまさしくそうなってくるかなと思っています。

時間がありませんけど、最後、問題です。紙の健康保険証についてです。

今、もう世間では、マイナカードで医療から何から動こうとしていますけども、やっぱり御高齢の方とかはマイナカード使えないと、そして不便性があると。反対に紙の保険証で何も問題ないのに、何で紙の保険証をなくすのか。これは国会でも今度討論されたんです。そしたら、東京の世田谷区と渋谷区が、紙の保険証はこのまま継続するというのを宣言しました。国会で追及された福岡厚生労働大臣は、紙の保険証をそのまま継続するのもいいし、マイナカードでもいいし、それは各地方の公共団体の皆様にお任せしますという答弁でした。だから多分、大阪の南大津市かな、ほかにもあるんですけど、紙の健康保険証はこのまま継続しようという自治体がどんどん出てきております。東串良にも御高齢の方がたくさんいらっしゃいます。マイナカードでなかなかうまく立ち回りができないということを聞く話もあります。そしてマイナカードは一回紛失してしまうと、再発行までに2週間かかるんです。その間にすごく不手際を来すと、紙の保険証は、もし紛失しても、役場に行けばすぐ再発行していただけます。そのためには、東串良も紙の保険証を継続すべきではないかと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

従来の紙の健康保険証の発行に関しましては、令和5年に公布されました番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から新規交付が廃止され、マイナンバーカー

## 会 議 の 経 過

ドを保険証を通して利用するよう、マイナ保険証への移行が基本となりました。

これまで役場窓口でのマイナ保険証への登録支援や医療機関等での登録支援において、マイナ保険証への登録件数が増加していると認識しております。一方、マイナ保険証を持っていない方や高齢者や障害者などの要配慮者へは、資格確認書を書面にて交付しているところでございます。

国は行政デジタル化を一つの柱にしており、マイナ保険証はマイナンバーカードの普及を進める効果的な手段であり、ひいては医療、介護、薬、健康などの医療情報を一元化し、マイナンバーで統合管理できるよう、今後も、行政のデジタル化を推進していくと認識しております。

本町についても、国の制度に沿いつつ、住民の皆様が安心して医療機関等の受診に支障が出ないように、マイナ保険証利用支援を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

すみません、自分ちょっと今聞き取れなくて、紙の保険証は、じゃあもうやめるということになるんですね。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まず資格証明書を書面にて交付しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

引き続き、紙の保険証は出してくださいということで、その認識しております。それで東串良の御高齢の方々は大変喜ばれるんじゃないかと思います。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

これで、瀬戸山議員の質問を終わります。

それでは次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

午前中の最後になりましたけど、まだ時間があるようですので、まず2点ほど聞きたいと思います。共進会への対応についてです。

早速、昨日、肝属中央家畜市場で共進会が開かれました。そこで溜水の川路博人さんだったかな、が出品されたんですけど、区を変えて、系統父系郡で県の共進会に出品することになったようであります。本当にありがたいことだと思っております。私は、恐らく今年は県共に行く牛はいないんじゃないかなとずっと思っていましたけど、おかげさまで1頭だけでも行けたのがすごくうれしい情報に入りました。

それで、第13回北海道全国共進会に対して、12月議会でも質問させてもらいましたが、我が町としてどんな取組をされたのか。北海道全共は大変条件が厳しいんですよ。この厳しい中で、我が町でできた対応をちょっと教えてもらいたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

先ほど議員おっしゃいました、昨日、郡の共進会がちょうどがございまして、私も顔を出してみまして、おっしゃるとおり、カワジヒロトさん所有のゆりはなの2の2号が、県共へ、10月4日ですけれども、開催されますので、そっちのほうに出品されそうでございます。皆さん、もしよろしかったら顔出していただければありがたいです。

令和9年度に開催されます第13回北海道全共については、近隣市町も同様でございますが、農協、役場による特段の交配、指導は行っておりません。情報提供といたしまして、今年1月の母牛台帳整理の際に、出品区分や交配期間について資料を配布し、交配について御協力をお願いいたしました。

第6総合評価群区の種牛群については、今年の8月下旬より子牛が生まれ始め、第13回全共に向けた選抜が本格化してまいります。今後、候補脂肪牛として選ばれる益華明、金華光、華勝栄の3頭の出生状況を確認し、前回鹿児島全共同様の産子確認と育成指導を行ってまいりました。また、第6区から第8区の肉牛区については、産肉能力や繁殖成績を基に選抜された県内の母牛を対象とした交配となります。

昨年、農協さんで調査を行い、分娩等のタイミングもあり、対象となる牛全てでございせんけれども、指定交配と受精卵移植が実施されております。こちら今年8月下旬より、子牛が生まれ始めていますので、今後、県の全共推進協議会を中心に、産子調査及び選抜が行われ、あっせん会にて肥育農家へ引き渡せる運びとなります。

なお、第2区、第3区の対象となる若雌4頭と第6総合評価群4頭については、条件に適合する子牛が令和8年5月から令和9年3月までの期間に、子牛競り市に出場

してきますので、導入及び保留支援のための対策については、今後検討させていただきます。

関係機関、団体の指導の下、生産者と指導者が一丸となって、本町より1頭でも多く出品できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番、前田議員。

7 番（前 田）

ただいま町長からの説明がありましたけど、この肉牛、宮城全共では日本一になったのは鹿屋の薬師成人君が肉牛で日本一になりました。キロ5万1円だったかな。1頭3,000万円からなりました。それで鹿児島全共では、この東串良で生まれた雪山の泊幸男さんに生まれた牛が日本一になりました。これも5万円を超えまして、3,000万円を超えました。悲しいしいことに、2席が宮崎でした。ただ宮崎は鹿児島に負けたくないと、宮城でも負けて、鹿児島でも負けたと、1席は鹿児島だったんです。2席は宮崎だったんです。値段で物すごい値段をつけてくれました。幾らだったと思います。キロ10万円、鹿児島県の倍、それで、うしの中山の社長さんが物すごく怒られましたら、1席は3,000万円なのに、何で2席が6,000万円なのかと、鹿児島の経済連は何しよつとかと、農家からお金や手数料を取って、宮崎は絶対に鹿児島に負けたくないということで、キロ10万円の値段をつけました。それには私なんかもみんなびっくりしましたけど、これは余談ですけど。

それで今、町長が言われましたこの親牛の授精ですよ。これ月が決まっています。若雌は令和7年の3月13日から6月16日まで、総合評価群は17か月から24か月の牛です。これが令和6年の11月11日から令和7年6月10日までです。この期間内に、今、町長が言われた3頭の種雄牛を授精をして、メスが生まれないと出品の資格はありません。それでなんで町内に、さっきの肉牛ですね、東串良に121頭の候補牛がおったんですよ。それをたった7頭しかつけてないんですよ。我が町は。恐らくこんなの全共には、これは去勢です。去勢です。仮にこの7頭のうちに何頭持ってるかな。受精卵が5頭、交配牛は2頭です。恐らく受精卵が100%しても3頭ですよ。みんなで7頭、仮にこの7頭が全部持っても、受胎しても、もし半々生まれたときですよ、去勢が3頭、メスが4頭か、去勢が4頭か、メスがな。あとはもう分かりません。去勢が1頭も生まれないかもしれません。何でかちゅうとですね、これに出す牛は、県内の農家、経済連を利用している肥育農家が担当なんですよ。資格があるんですよ。それで、鹿児島全共のときは、その生まれた去勢牛は98万、一律全部98万、で買ってくれました。それをみな楽しみにしてたんですよ。今度も、北海道で全共も。でもこれはたった7頭しか授精していないんですよ。この7頭では、もううちは絶対いけないと思います。このうちに仮に去勢が1頭生まれても、それが果たして日本一になるか、ならないか。日本一でないと駄目なんですよ。だからも

うちよつとやっぱり技術的に頑張ってもらって、前も言ったように、農家に勧誘をして、お願いしますよ、つけてくださいよと、お願いするのは技術の仕事じゃないかと思えます。

それと、今までの全共が、第一回は中国地方の共進会でした。これは模擬共進会で、中国地方は共進会に出品できたけど、ほかの県は共進会には出品できませんでした。何でかという、参考牛で出品してくださいと。そのときは薩摩の3頭の牛が出品されました。それで第2回から、本当の和牛能力共進会になりました。第2回は、鹿児島で開催されました。そのときに岩弘のシンオキタツミさん、この方が出品されました。11回全共があった中で、7回行ってるんです。我が東串良は。うちが言いたいののはな、もうちよつと頑張ればな、北海道全共も行けるんだよと、ずっと今まで言ってきました。第3回が、宮崎の全共でした。このときは岩弘のオオツツミハルオさん、この方が行かれました。4回、5回は、残念なことに出品がなくて、第6回が大分県でありました。このときに父系郡で溜水のドウチさん、唐仁のホンヂさん、ヒラハラさんの4頭が出品されまして、これが農林大臣賞を取りました。それで第7回は、また出品がなくて、悲しいことに。それで8回は岐阜県にありました。これは岩弘のイナグマテツオさんと、又瀬のウチカドサブロウさん、この方が出品されまして、これも農林大臣賞を獲得しました。それで第9回が鳥取全共でした。このときは、ここに役場におられましたホカゾノタカシさんですね。そのときはホカゾノアサコさんで出されましたけど、あそこのうちが出品されました。それで10回が長崎全共、それでこの前の宮城全共は第11回です。これは中原系統で、我が町から5頭出ました。中原系統が4頭、第3区が1頭だったかな。5頭。シミズさん、ナガタさん、ホカゾノさん、マツモトさんという方が出品されました。それで鹿児島全共は、うれしいことに、うちの牛が出品して、これも農林大臣賞をいただきました。11回のうちに7回出ているんです。東串良は。他町村で言わせれば、東串良は畜産に力を入れているなど、今までは取ってきました。でも今度、北海道全共は、我が地区連は3連覇を目指しています。でもそれができるかできないかも分かりませんが、それでこの授精状況ですよね。この期間が短い中で授精状況がどれぐらいあったのかをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

先ほど、6区、8区の町内肉牛区の交配対象の質問という認識でよろしかったでしょうか。

先ほど、前田議員がおっしゃられましたとおり、町内和牛頭数につきましては、2,283頭、そのうち、その候補対象牛ということで、その協議会からリストアップされた牛につきましては121頭という形で、そこを農協さんが調査なんかを行いました。そこで人工授精、そこが頭数が3頭ということと、受精卵移植の部分で5頭とい

う形を一応報告をさせていただいております。

あとは県内での全ての中からまた選抜という形になりますので、そこにつきましては、今後、また協議会のほうでも協議がされるところだと認識しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番、前田議員。

7 番（前 田）

もう授精が終わっているのがほとんどなんですよね。この頭数が分からないというのはちょっとおかしいような気がするんですよ。何でかと言うと、私も人工授精師をしております。それで授精をしたときは、1か月以内に必ず報告書というのを出します。何月何日、誰々の農家にどういう母牛に種をつけましたと。これを1か月以内に必ず畜連に提出させます。これを提出しないと、次回の精液がもらえません。だから畜連を調べれば、これは全部分かるはずですよ。メス、オスは別として、まだ生まれてないから、分娩届は出てないから、農協に言ったら分娩届が出てきてないから、それは確認ができませんよと、確認ができないはずじゃないがねと、ちゃんと授精をしたときには、畜連に報告書というのをちゃんと持っていくんです。持って行って次の精液をもらうんです。それがしてあるのに、頭数でこれが出てこないというのはちょっとおかしいような気が。令和7年の6月10日のほとんど過ぎてますよね。日にちはもう100%分かると思います。頭数は。メス、オスは分かりませんが。そこら辺をもうちょっと真剣に取り組んでもらってですよ、していただきたいと思います。

それで最後に、これはお願いですけど、北海道全共に向けて、高等登録分、これは今現にここにいるわけですよ。農家に。この農家にいる牛の選定をですよ、我が町の、今、畜産の技術員が3人いますよね。3人で見つけて、それで各農家を選定して、牛も分かっています。農家台帳はちゃんともうこの前できたわけですから、その中で高等登録分、今、全共に行っているのはほとんど、ほとんどです。高等登録分出てるんです。3頭、4頭、組で、もう済んだことを言ってもしょうがないので、ぜひ、高等登録分で、我が町からせめて1頭でも、ほかの群とカワジさんの牛もそうです。系統父系郡、種牛が同じ父系郡で川路さんもほかのところと組み合わせて、4頭1組でいくわけですよ。だから、うちもこの高等登録分も見つけてですよ、1頭でも、2頭でも、できれば、そういうふうに技術員に一生懸命頑張ってもらいたいと、これは要望です。よろしく願いいたします。

それでは次に、新規就農者について、この新規就農者と後継者の違いをちょっと教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

新規就農者と後継者の違いでございますが、まず、農林水産省が示した新規就農者の分類につきましては、新規自営農業就農者、それと新規雇用就農者、最後に、新規参入者の3つに大別されますが、議員お尋ねの後継者については、新規自営農業就農者に分類されますので、新規就農者の一部として認識しているところでございます。

新規自営農業就農者とは、いわゆる親元就農になりますが、親や親族が営む農業基盤を将来的に継承することを前提として就農する後継者のことであり、本町においても、段階的にの営農、経営を継承するケースが多く見られる状況でございます。

補足ではございますが、国においては、就農段階から農業経営の改善、発展段階まで一貫した支援が重要であるという観点から、新規就農者を地域農業の担い手として育成することを目的に、平成26年度に農業経営基盤強化促進法を改正し、青年等と就農計画制度を開始しております。当該制度は、新たに農業経営を営もうとする方が、青年等就農計画を作成し、その当該計画の達成見込みが確実である場合、認定新規就農者として市町村から認定を受ける制度でございます。

一方、認定農業者制度も同様に、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営改善、発展を図るため作成した経営改善計画を市町村が認定し、認定を受けた農業者に対して様々な支援措置を講じる制度となっております。

本町の令和6年度実績では、認定農業者数が224名、認定新規就農者が17名、家族経営協定は152件となっておりますが、本年度は県担当にも参画していただき、農協、役場で連携を図り、将来、東串良の農業を担う方々の確保、育成を目的とした新規就農者支援検討会を6回ほど計画しているところでございます。

全国的な少子高齢化が進む中、本町においても、農業者の高齢化、また、後継者不足は深刻な問題だと考えますので、関係機関と連携を図り、危機意識を持って取り組んでまいる所存でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

7番、前田議員。

7 番 (前 田)

町長の説明で、新規就農者、これは手厚い保護がありますよね。今度も新規就農者育成総合対策事業ということで75万円の予算が組まれました。でも後継者は、何もないですよ、今のところ。あるいは、見てみれば、我が集落でも後継者がいるのは三、四件です。あとは全部辞めていきます。今の町長の説明の中でも、後継者不足だと言われました。後継者不足は当たり前だと思います。何の利点もありません。新規就農者にするには、これは物すごく難しいです。通常売上げ、農地、畑、田んぼ、牛舎、機械を自分で持っていること。園芸はできると思います。ハウスを建てれば、

桜島降灰事業でも否定できます。でも畜産は100%できません。何でかという、金の桁が違います。仮に生産業を今、10頭、20頭では飯は食べません。仮に50頭とします。80万円平均します。幾らですか、4,000万円ですよ。50頭の牛舎を建てるには、四、五千万円かかります。今は資材が高騰しているか分かりませんが、うちもつくったけど、恐らく、億かかると思います。果たして、新規就農者もそれができるのか。資金は無利子だとかこういう書類に書いてあります。でも無利子にしても、元金が億ですよ。それは果たしてできるのかと。牛は2年間収入は何にもありません。子牛を買ってきて、9か月で買えます。それから4か月後に授精をします。十三、四か月で授精をします。10か月腹の中です。24か月で生まれます。24か月で生まれて、それから9か月後の競り市です。だから2年間は収入は何にもないんです。だからこの2年間の生活費、飼料代、牧草代、いろんなのが加算されます。電気代ですね。だからどこの会合に行ってもみんな言われます。後継者不足、後継者不足と。今年になっても私の仲間で、後継者が、この前もあったですけど、お父さんが死んで、息子を説得しました。父ちゃんがこれだけしてくれとったんで残らんかって言ったけどな、いや残らん、私たちには何もないよ、園芸の人を見てみやい、ゼンをもらっているがね。と、そういう話でした。残れんかと言ったけど、結局、牛も全部売りました。農機具も全部売りました。それでもう終わりです。牛が30頭ぐらいおったかな。牛の仲間で10人ぐらいでグループを組んでますけど、その中でも半分、5件ほどは、うちもそうですけど息子がいます。でも息子の孫が果たして跡を継ぐかと言えば、この5件の中でも2件ぐらいかな、孫が跡を継ぐというのは、ほとんどないです。だからもう全部やめていきます。15年、20年たったときには、東串良から黒毛和牛が消えるよと、東串良じゃない、鹿児島県から消えるよと。だからこの新規就農者も大事だと思うんですけど、もうちょっと後継者、おやじの跡を継いだ、じいさんの後継いだ、そういうのに何か手だてはないものか、町長、町長は畜産をされて一番分かると思いますが、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）  
農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

国の事業の話もございましたが、国の事業につきましては、経営、発展をするとか、あと新規参入者と同等のリスクがあるのかとか、いろんな要件があるところでございますが、町におきましても、今、単独支援事業ということで、農林漁業振興支援補助金というので新規就農者の方々の支援をしておりますが、親から経営を移譲される後継者の方、もしくは親から独立し、経営を開始する後継者の方であれば、その上で認定農業者、あるいは認定新規就農者の認定を受けた方が補助対象者とさせていただいております。

現行の支援制度につきましては、令和8年度をもって一応終了となる予定でございます。

## 会 議 の 経 過

ますが、後継者の方は、将来、東串良の農業を担う貴重な人材でございます。平等性の観点からも、新規就農者と同等の支援が受けられるように、今後、後継者も含めた支援制度について、またいろんな関係機関の方々と協議をいたしまして、取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番、前田議員。

7 番（前 田）

今、私のところ1人だけ新規就農するか、後継者で残るかというのがいるんですよ。その中に、この前相談が来まして、何かと言えば、通帳を持ってきてと、売上げ証明書を持ってきてと言われたと。あなたは売上げ証明書はあるのかと。学校を出てきたばかりです。何にもありません。田んぼ、畑も一つもありません。それでどこでその証明が出るのかと。今さっき言われた認定農業者、こういう方も後継者として残るのに対して、認定農業者になるのか、ならないのか、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）

農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

農大で言えば、そういった支援をいただいている方は5年の間で計上しなさいというところがございますので、その間で農業を始めてくださいよという期間を設けてあります。本町におきましても、今、後継者の方というところが畜産については16名、園芸については12名、合計で28名後継者の方々がいらっしゃるところでございますが、そこがやはり認定農業者、継承するか、独立をするかというところがそういった事業の対象になるか、ならないかというところになりますので、そこについては、先ほど申し上げましたが、その後継者の方々も将来移譲、今の現行制度では期限が、その間でしか対象にならないところでございますが、それ以降につきましては、また今後検討させていただきますので、町の支援につきましては、新規参入者と同等の支援が受けられるような制度設計に今後取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番、前田議員。

7 番（前 田）

これはぜひ、今、その方ももう嫁さんを連れてきました。それで今、東串良に住ん

## 会 議 の 経 過

で、嫁さんは働きにいましたけど、その子ももう就職をしようかといって、今ちょっと就職先が見つかったので、そこでこの前面接をさせました。その方も大変喜んで、大型機械に乗れる子と言われたから、どうするか、行くかと言ったら、本当は家に残りたいけど、生活があるからどうにもできないと言って、今、うちらなんかバイトで、今日もあるところにバイトで行けよといってバイト先を見つけてやってしていますけど、ぜひそこら辺を、そういう人はもう家を継ぐんだと分かっているのであれば、早急に認定農業者にしてもらって、そこら辺を前向きに考えていただければ大変ありがたいかなと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

前田 隆議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後は1時から再開いたします。

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 休   | 憩 | 午前11時52分 |
| —◆— |   |          |
| 再   | 開 | 午後 1時00分 |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

先ほどの一般質問でちょっと訂正がありました。間違ったことを言ってしまいました。訂正と謝罪を申し上げます。

残業代のことで、裁判がどうのこうのと言いましたけども、あれは別の事案と私が混同しておりまして、間違った発言をしてしまいました。それを撤回させていただきます。そして謝罪いたします。すみませんでした。

議 長（田之畑）

ただいま瀬戸山議員のほうから申出がありましたけれども、要するに事実誤認の発言があったということについて、これを取り消したいということですので、そのような処置をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

それじゃあそのとおり、議長において、瀬戸山議員の発言については取消しをしたいと思います。

それでは、一般質問を続けます。

2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

よろしくお願ひいたします。まず通告に従ひまして、5つの質問を行います。

今回も質問項目が多いため、私のほうも簡潔に質疑を行いたいと思いますので、首長、職員の皆様におかれましても、要点を踏まえ、簡潔に答弁をお願いいたします。

ただ要点を簡潔にしようと思ひ過ぎて、執行部の方、職員の皆様から質疑に関してちょっと分かりにくいとか、説明というか、質疑がちょっと早口過ぎて聞き取りにくいとか、そういったことがありましたら、どうぞおっしゃってください。

私も議員となり2期目になります。未熟ながら毎会期ごとにいただいた御要望や疑義に答えるべく、この場をお借りして、首長、執行部の皆様方に質問を行ってきました。最近ふと、これまでを振り返り、見詰め直してみますと、この場をお借りしてお尋ねした課題や要望に対し、多くの項目で前向きな対応をしていただいていることに気づきました。これもひとえに、首長、職員の皆様方が住民の思ひを真摯に受け止め、考えていただひてきたからこそのことだと思ひます。本当に感謝しております。今回の項目においても難しい点もあるとは思ひますが、ぜひ前向きな検討をお考えいただければ幸いですので、よろしくお願ひします。

まず1点目、防災について伺ひます。学校給食センターの落成記念式が8月に行われ、9月から始動し、特にトラブルなく運営が流れていったと考えております。6月の首長の答弁で、防災会議を9月に予定していると回答がありましたが、会期内で協議される予定の今回の項目の①防災計画での給食センターの利用についてどのように進めるのか、尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

東串良町地域防災計画での給食センター利用については、もちろん計画内に記載しております。現計画での給食センターの利用としては、食料の供給における炊き出し、施設としての活用をいたします。もちろん大規模災害に伴う食料供給拠点施設であるため、大規模災害時の派遣職員も活用できる施設としての位置づけを行っております。

また、現計画に記載している内容については、先日新たに竣工いたしました給食センターではなく、旧給食センターのときから計画内では記載しておりました。新たに新給食センターが竣工しましたが、計画自体はそのまま引き継がれるものと思ひております。

以上です。

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

2番、小川議員。

2 番 (小 川)

では、今答弁いただきました防災計画に給食センターが記載されており、災害時に記載されている内容に基づいて給食センターが活用されるということでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

そのとおりでございます。

議 長 (田之畑)

2番、小川議員。

2 番 (小 川)

計画について、私のほうがちょっと把握をしていなかったんですけど、どのような形で活用されるのでしょうか。また、記載をされているのか、分かる範囲でいいので教えてください。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (中 島)

お答えいたします。

防災計画の中では、炊き出しの方法ということで、234ページに記載がございます。炊き出しは原則として、民生対策部等が行い、災害の規模が大きく、従業員が不足する場合は、必要に応じ女性団体、日赤奉仕団体等の協力を得て実施する。それから炊き出し材料の確保は、民生対策部の要請により、総務対策部が行う。そして3番目に、炊き出しに必要な施設及び機材は、できるだけ学校、保育所等の給食施設等を利用することとし、予測等により必要な場合は、速やかに仮施設等を設定することです。うたい込まれておりまして、これは現在の給食センターができる前から、先ほど町長が答弁しましたとおりありますので、引き続き、大規模災害の炊出しの際は活用させていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番、小川議員。

2 番 (小 川)

防災計画のほうに、旧給食センターのほうで記載されており、内容も継続されて、今回、災害が起きたときには、給食センターを活用して、町民へ安心・安全を含めた食事の配布などが速やかに行われるということで答弁いただきました。

前は、会議を行わないと分からないということで答弁いただけなかったんですけども、今回はそのように答弁をいただきましたので、次の項目に行きたいと思います。

次は、避難所等の環境設備について、改善、問題点がないか尋ねたいと思います。町長、お願いします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

現在、本町では、指定緊急避難所21か所、指定避難所は7か所位置づけております。

指定避難所でお答えいただくと、7か所の施設のうち、5か所は冷暖房環境は整備しております。また、バリアフリー化については5か所、非常用電源については1か所の整備となっております。

非常用電源につきましては、移動式発電機等を購入し、必要に応じて設置してまいります。

しかし、整備品で不足している要素はもちろんあります。今後は財政状況を考慮し、有利な補助金や起債を活用しながら、関係課と協議の上、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (田之畑)

2番、小川議員。

2 番 (小 川)

今、説明がありました5か所のみ冷暖房、5か所のみバリアフリー、1か所が非常電源、今後、不足してる部分に関しては順次検討して整備をしていきたいということでお話しいただきました。

今回、このように項目を挙げたのが、私のほうで本町において指定された避難施設等の環境整備等に改善が必要ではないかと感じるどころが多々あったからです。

現在、複合施設の計画が進められ、もちろんここは避難所として予定されると思いますが、活用されるのはまだ先のことで、それまでの避難場所として、環境とか設備が適切と言えるのか。そういったところを町としてどのように把握して考えているのかについて確認したく、項目に入れさせていただきました。

冷暖房5か所ということなんですけど、これも全然足りないと思うんですよね。総合センター、この前、夏休みにちょっと用事があったんですけど、暑い中子供たちが外にいました。中に入ったほうが涼しいんじゃないのかなという話をしたら、中のほうが暑いと、外のほうが涼しいと言われました。こういったところが避難場所になってるんだなと思うと、やはりいろいろ考えるところがありました。例えば、移動式のエアコン、そういったものを、災害時だけに特化せずに、日常的にも使えるようなものはないかなと考えて購入されて活用される、移動型エアコンだったら、例えば体育館とかという話、どこか必要なところ、今、冷暖房が5か所のみとありますが、その1か所が壊れても、移動式エアコンを持って行って、環境の確保を行えるということで、そういったいろいろな視点から考えていただきたいなど。総合センターに関しては、無料の水とか、Wi-Fi環境ありません。ほかの避難所もですけども、いろいろなものがないなと思っております。

バリアフリーに関しても、今、本町も高齢化に伴い、バリアフリーが求められております。けがをしたりとか、そういった中で、避難所に一生懸命逃げてきたのに、そこがバリアフリーではなくて避難所に入れなとか、入るときに苦勞を強いられたとか、そういったことにならないように、きちんと考えていただけたらなと思います。

あとは、これまでも言ったように、福祉センターの授乳室をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。こちらのほうは、もう一度、町長にお聞きしたいんですけども、各避難所の授乳室がどのように整備されて、今現状どうなるか教えてください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

指定避難所でございますけれども、完全に避難をされている方の十分な環境が整っているとは言えません。冷房がないところもあるし、バリアフリー、それから非常用の電源がないところもございます。

ただいまの授乳室の整備ということも言われました。確かに議員おっしゃるとおり、大事なことでございますので、それぞれ所管課が、避難所の場合は、この場所は避難所ですよということで総務課が情報提供しますけれども、日頃からの活用ということで、そこはそれぞれの担当課がありますので、今後、そこは検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

先ほど町長、課長から答弁いただいたように、避難場所として快適な環境、ホテル

並みというわけではないんです。最低限必要な設備というのが整っていないのではないかなと考えております。授乳室についても大事な問題ですが、今回また検討していただけるとは思うんですけども、足りない状況です。

また、保健センターは結構子供さん連れの方が多いです。農村改善センターのほうに遊具がありますが、子供さんたちが避難してきて不安な中、子供の遊具があれば、少し子供たちの気も紛れて、不安感も軽減されて、保護者とか親族の方々が安心して避難所でこれからのことを考えることができると思います。

授乳室については、例えばなんですけど、デジタル推進課が、もともと避難場所であったところの一室を借りて今お仕事をされていると思います。それを防災調査ですかね、庁舎ですからそちらのほうに移動して、そのデジタル推進課のお部屋を授乳室とか子供たちが遊べるスペースにするとか、そういった工夫もできるのではないかなと考える次第であります。

また、農村改善センターについても、今回、予算は後から出るんですけど、防犯カメラの設置について予算が計上されておりました。そこら辺は、やっぱり県外の方、また最近はこちらのほうに来ていただけたらありがたいと思う外国人の方を含むキャンプ場、宿泊施設があると思います。その方たちを災害時に安心して誘導するために、防犯カメラもある特定の1か所ではなくて、広域的にあそこの柏原のところを見て、必要なところはどれかな、何個必要かなという形で設置していただいたり、管理者、管理人というんですかね、管理の職員の方も夜間はいなくなってしまうたり、お休みも多いです。そういったときに緊急呼出しボタンの設置などをしていただけたらなと思っております。

また、委員会のほうで課長にお話ししたんですけども、避難所になっている場所の照明についても、照明が消えているところに関しては早急にLEDなどのものに変えるなど設置をしていただきたいと思います。どうしてもお金がかかる部分ではありますが、優先順位を考えるのももちろん大事なんですけども、やはりこういった問題は大切な問題なので、早期に解決し、解決した中で住民に説明を行っていただきたいと思います。

台風シーズンが7月から10月、特に8月から9月に発生して接近、上陸のピークを迎えやすい時期になるということで、また、地震も最近増えてきて、地震に対する脅威も強くなってきている声をお聞きします。こういった声を聞いて、複合施設に向けて、また別な事業に向けて、予算の確保もしないといけないと思うんですけども、きちんと、今、町で生活を営まれている住民を守るということにも優先的に視点を置いていただいて、解決策を考えていただきたいと思います。

先ほども答弁いただきましたが、再度、町長の考えをお聞かせください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今、議員がおっしゃる避難所に対してのことは、関係課と協議の上、本当に順次進めてまいりたいと思っております。避難所は急を要しますので、災害のときのために、そういうのは順次進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

よろしく願いいたします。

次に、地域情報を配信するメールについて計画はないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この地域情報を配信するメールについて計画はないかというお尋ねですが、災害時における情報は、住民の安全確保や被災拡大を防ぐためにも、大変重要であると考えております。

本町では、防災関係機関と相互に連携を図り、住民の皆様へ迅速かつ正確に情報を伝えるため、屋外拡声機や戸別受信機による防災無線、ホームページ、エリアメールなどを活用いたしまして情報提供を行っています。

地域情報を配信するメールは現在考えておりませんが、令和5年度に東串良町防災庁舎を竣工し、防災システムを導入しておりますので、登録制メールとして防災に伴う情報発信は順次、町民へ周知し、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

地域情報を配信するメールについて計画はない、ですが、今、防災に関する情報発信のアプリ、そういったものはつくられているということでよろしいでしょうか。

また、防災無線は防災に特化したメールということだと思えますけれども、地域情報配信するメールをつくらない理由、防災だけに特化する理由というのはなぜか教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

メール等につきましては、防災庁舎もできまして、その中で機能として、登録していただければ、こちらのほうで、災害とか、そういったときには情報をお送りするという機能が備えられております。これにつきましては、昨年、町民の皆様にも昨年の3月発行の保存版の防災マップ、この中でも8ページで紹介がされております。ここに登録をしていただければ、こちらの防災担当課からいろいろと防災に対する情報発信、それを発信できるようになっております。

ただ、登録をしていただく必要がございますので、その辺りにつきましては、今後、広報紙等そういったもので周知を図りまして、町民の皆様方、あるいは町出身の方でもよろしいんですけども、登録をしていただければ、防災に関するそういった情報、緊急の情報を流せるようになっておりますので、今後そういったことで進めていきたいと思っております。

それから、エリアメールですけども、これにつきましては、携帯をお持ちの方、例えば、東串良町で大きな災害があったという場合には、携帯に情報が来るようなことができるようになっております。通常は大地震があれば、皆様の携帯の音が鳴ってすぐ知らせるということにもなっておるんですけども、このエリアメールにつきましては、KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天、4社での活用ができて、これを一括して県のほうで契約をしております。それで町はそこに負担金を払いまして、しっかりとうちの防災担当が処理をすれば、町内にいらっしゃる方、町外の方でもいいんですけども、東串良町を訪れていらっしゃる方に対しては、例えば大地震があって、大津波が来るということになったら、即情報を流せるような体制はできておりますので、そういったものをいざというときには活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

説明いただいた防災に関するメール、登録していただかないとということだったんですけど、この登録は、3月に発行された広報紙に載せているんですけどか、そういうことを言われたと思うんですけども、登録人数は今現在何人くらいいらっしゃいますでしょうか。

また、例えば、多くの方が使われていて、各自治体でもよく使われているアプリとして一つの例ですけど、LINEがあります。そういった形で、ほかの方も使いやすいアプリなんではないでしょうか。

3点目です。防災に関するメールを何かあったときには送ってくださるということだったんですけど、この防災というのは、例えばどういう状況になったら送ってもらえるんですか。火災とか、町に不審者が出ましたよとか、事故とか、災害というのはどこまでの範囲を言って、それをどこにいったときに、本町では防災メールに載せようと考えて送られるのでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

この防災マップの8ページで紹介されている登録制メールにつきましては、現在137名の方が登録されております。町民でも結構ですけど、当然、町外の方も登録が可能でございますが、現在は137名の方が登録をされております。ただし、職員とか、それから消防団とか、そういった方々がほとんどでございますので、議員からも御質問いただきましたし、今後は一般町民の方にもこういった登録をする方法がありますよというのは、また広報紙等で周知を図っていきたいと思います。

町では、大規模災害に対する災害対策本部機能の充実を図るために、このようなメールの機能も備えておりますので、あくまでも大規模災害、町民の皆様には危険を伴うような災害が予測される場合には、こういったものを活用したいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

様々な自治体のアプリのLINEの登録させていただいて、結構、災害時はいろいろな情報が入ってきて、比較させていただいたりとか、本町よりもいち早く情報を入手することができて活用させていただいています。あるところは、災害メールに特化しているだけではなくて、地域情報、情報発信ですよ、地域の情報発信のツールとして、一つの使い方ではなく、多様な使い方として利用されているところもあります。そうすると、例えば、いつも言うんですけど、防災無線とか、受信機などから情報を出しているということなんですけども、やはり制限されるんですよ、そこにいないと聞けないとか、テレビのほうと言いますけども、例えばそのテレビも対応してないところ、例えば、県外で確認したいときに情報を得られないとか、今本町が行っている情報の発信というのは、ごく一部というか、様々な制限があって、なかなか簡単に取りにくいし、多くの方が情報取りやすい状況ではないと思っております。そのため、ほかの町でも行っているような形で、LINEを、もちろん緊急時には防災メールとして、通常ときには本町のイベントとか、そういった地域情報を多くの人たちに知

## 会 議 の 経 過

ってもらい、また、文字にすると聴覚障害とか、そういった方もいち早く新しい情報を取得することができますので、本町にとってデメリットはないと考えて、このような形で情報発信を防災という項目で入れさせていただきました。

こういったものを踏まえて、再度また町長にお伺いいたします。地域情報を発信するメールについて、私のほうが防災について入れさせていただきましたが、町長はこの趣旨というか、考えをどのように今受け取っていらっしゃるのか、再度お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、課長が説明したとおりでございます。

以上でございます。上程はございません。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

町長はメールとかされますか。LINEとか、そういったものを活用されていますか。それとも、今おっしゃる町の防災メールのほうをよく活用されて、情報を取得されているのでしょうか。私は、本町の防災メールを活用していないので、どちらが利便性が高いとか、そういったの比較ができずに質問もできないんですけども、もし町長が今のこのままで行きますよということでしたら、使いやすさとか、そういったものを教えていただけたらなと思います。そうすることで、町民の方たちも、LINEも使いやすけれど、こちらのほうも難しくないで、どうぞ皆さんアプリの取得をお願いするというような形で周知することができると思うんですけども。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

メールは受けるほうで、あまり必要以外は打っておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

すみません、ちょっと今聞こえなくて、もう一度お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

受け手がほとんどで、自分から必要以外は打っておりません。  
以上です。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

今伝わりました。メールはなかなか苦手な方とかいらっしゃるので、苦手な部分に関しては、やはり自分からそういうことは少ないと思うんですけど、こういった住民サービスへの普及に関しては、やはり、どういったアプリがいいかなとか、そういった検討も必要だと思いますので、考えていないとかではなくて、十分に今のやり方でいいのかどうかというのを協議していただいて、町民の方たちにとって一番いい方法を考えて、また答弁いただけたらなと思います。

次に行きます。次に、交通計画についてお尋ねいたします。

交通計画についてどのように進めていくか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

地域公共交通計画に基づき、まずは町内の移動確保を最優先課題といたしまして、地域の実情に応じたデマンド交通を段階的に導入する方策を検討、調整し、幹線バスの補完、町内拠点へのアクセス確保を役割として、持続可能な運行形態を目指してきました。

対象者の範囲につきましては、年齢での一律線引きではなく、移動に支障があることを基準にし、高齢者のみならず、免許返納者や免許未保有の方、運転が困難な方々を含め、交通弱者対策を検討します。

また、どのような運行が最適であるかの検討が必要であります。町内の需要が高い時間帯、例えば、通院や買物の時間帯、そして結節点、これは、例えば物産館や豊栄バス停などを中心に、限定エリア、限定曜日の試行運転による利用実績や満足度、運行コストを評価することもポイントとなります。

本格運用するためには、運行ルール、利用者負担額、財源枠を確定し、持続可能な運行形態を構築する必要があります。既存の交通事業者が運行業務を担うことを基

本としつつ、地域の実情に応じて、町民等が車両の運転を担う可能性についても検討してまいります。

なお、デマンド交通の導入の実施スケジュールにつきましては、令和7年度から令和8年度にかけて検討、調整、そして、実証運行を行い、令和9年度の本格運行を目標としております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

前回も同じような形で、令和7年から令和8年、令和9年という答弁をいただきました。今おっしゃるように、実情に応じて計画を立てていかないといけない。また、需要が高い時間帯、場所、曜日、そういったものを検討していく必要もあるということで、こういったものを確立していくためには、多くの時間がかかるとは思いますが、ただ、今、説明を聞いてて思うのは、需要が高いのは、時間や場所や曜日ではなくて、免許がなかったり、車の運転ができない町に住まわれる町民の方々なのかなという感じがします。なので、やはり、今、計画を出していただいた令和9年には運転できますよということだったんですけども、きちんと令和9年に行えるように、もし可能であれば、もう少し早く行えるように、運転ができなくて困っているという声を、今までもたくさん聞いておりますので、ぜひそのように進めていただきたい。

そして、今おっしゃったように、交通弱者に関して、高齢者のみならず、交通に支障を来している困っている方たちを対象にということ、子供たちも対象になっているのかなと思います。子供たちも対象になっているか再度お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、ただ、とにかく交通弱者ですので、車のない方、そして子供たちも対象でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

それらを踏まえて、次の質問、子育てタクシーの新設、バス廃止路線代替タクシーの運行事業の拡充について尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

子育てタクシーについては、一般社団法人全国子育てタクシー協会がブランド、品質維持及び類似事業との差別化を目的として商標登録を取っておられるものでございます。子育てタクシーは認定制となっており、各タクシー事業者において、一般社団法人全国子育てタクシー協会に加盟した上で、協会主催の子育てタクシードライバー養成講座課程及び保育実習を修了したドライバーが運転するものとなっております。

主なサービス内容は、荷物の多い外出や保育園送迎をサポート、子供だけの通園、通塾などの送迎、陣痛時の送迎、夜間の急病などに対応となっております。

現在、この協会に加盟しているタクシー事業者は、鹿児島県内にありませんが、宮崎県内では2事業者あるようでございます。

以上のことから、町が子育てタクシーを新設することはありません。なお、町内にはタクシー会社の営業所がありますが、会社経営者に子育て世帯への対応をお伺いしたところ、タクシー予約時にお子さんとの乗車を伝えていただければ、チャイルドシートを準備するとのことでした。また、荷物が多いときなどはお手伝いをすることとのことでした。ただ、陣痛時の送迎については、リスクや危険を伴うため行っていないとのことでした。

次に、バス廃止路線代替タクシーの運行事業の拡充についての御質問ですが、東串良町バス廃止路線代替タクシー運行事業は、自動車がなく、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、もって高齢者等の移動の利便性向上に寄与することを目的としており、利用対象は、町内に住所を有する者で、次に掲げるものとしております。1、おおむね65歳以上で自動車の保有がなく、運転免許証を持たない者。2、身体障害者、障害第一種に認定された者及びその介護者。ただし、身体障害者等に対する自動車所得税の減免等を受けられた世帯の障害者及び介護者は除く。3、町税の過年度分滞納者は除く。4、その他町長が必要と認める者。また、タクシーの運行範囲は、路線バス廃止区間とし、事業の運行エリアは、豊栄及び柏原の往復区域のみとしております。

このように、路線バス廃止区間を前提に制度を構築しておりますので、当該事業の拡充は考えておりません。なお、デマンド交通が導入された場合は、当該事業の見直しを図ります。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

子育てタクシーについて調べていただいてありがとうございます。今おっしゃるように、鹿児島県内では子育てタクシーに登録しているタクシー業者はありません。ただ、内容について一度目を通していただき、本町にとっても必要なことですので、何かの案として頭に入れておいてほしいなと思っています。

あともう一つ、バス廃止路線、その事業に関して、今説明いただいたように、様々な制限があります。さきの委員会でもこの内容で、現在、毎回定期で使われている方が20名程度ということで、利用される人数も少ないのかなと思っています。交通に困っていらっしゃる方は町内に広範囲で多くいらっしゃると思います。そういった方に関して、デマンド交通の事業が運行したら広げていくということはもちろんそうなんですけども、今現在が限られた人、限られた区間、限られた条件でしか、こういったものが使えないということ把握していただきたいなと思っていますところ。

またもう一つ付け加えると、例えば、帰省されてこられる妊婦さんとか、移住促進を行っていく際に、免許を持っていない方が本町に住みたいなと思ったときに、この要件に合うのかどうか、そういったことも考えながら、今後、交通の運行事業に関しては検討していただいて、様々な方がよかったなと思えるように、制限も必要かもしれないんですけども、その制限についてもきちんと精査して、こういった利用の計画を立てていただきたいなと思います。その点についてはよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今のところはそういう拡充は掲げておりませんが、バス路線は柏原地区が対象となっておりますけれども、買物支援というのは、にこにこ館もお手伝いというか、配達もやっておりますので、買物支援という中でつながっているものと考えておまして、先ほど言いましたデマンド交通が導入されれば、それが広がってくるだろうと思っておりますので、期待していただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

私のほうが、質問項目でバス廃止路線代替タクシー事業と書いているから、この事業に関しての拡充については難しいということ言われているんだと思います。今おっしゃるように、こういった事業の制限なく、本町全域で交通に困っている方々に公平に、そして需要に応えるべくデマンド交通の計画を進めていっていただきたいなと思います。その中で私からお願いしている今回の質問に関する内容も検討していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、町立池之原幼稚園について質問いたします。課題と現状について尋ねます。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

幼稚園は小学校入学前の幼児を対象とし、学校教育法第22条により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的としております。3歳から小学校入学前まで入園できる幼稚園は、全国どこでも共通の教育課程の基準である幼稚園教育要領に基づく教育が受けられるようになっています。

幼児期に思い切り遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになると言われています。このため幼稚園では、遊び中心の活動を行っております。池之原幼稚園の園児数は、平成30年度までは2桁で推移していましたが、その後は一桁となり、本年度の園児数は3人でございます。

職員体制につきましては、教諭3人、事務職員1人、園長と副園長は池之原小学校校長、教頭がそれぞれ兼務しております。

昨年度まで、平日は午後2時から午後4時まで、夏休みはその始まりと終わりにそれぞれ1週間程度預かり保育を実施しており、認定こども園と比べて、平日や長期休みの預かり保育時間が短いのが実情でございました。本年6月から、幼稚園児及び幼稚園を卒園した小学校2年以下の児童を対象としまして、平日、教育時間終了後から午後6時まで、幼稚園において子育て支援事業を開始したところでございます。教育委員会としましては、長期休みの預かり保育の充実、長期休みの給食の提供など、実施可能なものから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

本町におけます待機児童の状況はどのようなものでしょうか。

また、新しい子育て事業の開始とか、預かりに関しても時間延長とか、そういった形で幼稚園のほうでもいろいろな工夫をされているということもお聞きしておりますが、実際そういった事業を始めてから新しく入園希望者はありましたでしょうか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

## 会 議 の 経 過

子育て支援事業につきましては、本年6月から開始したものであり、このことによって園児が入園したということは、まだ始まったばかりですので、そのことについては何とも言えないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

では、この子育て事業は、本町でも様々な保育園、同じような事業が展開されているところもあるのではないかなと思うんですけども、その部分についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

幼稚園における子育て支援事業につきましては、池之原幼稚園の園児及び池之原幼稚園を卒園した児童に限っているところであり、保育園とは、その辺りは調整させていただいて事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

今お聞きいたしますと、池之原幼稚園に限って、卒園した児童に限ってとか、そういったことをいただきました。でも入園数が平成30年は2桁だったけども、それ以降は一桁になっているということで、それを考えると、この事業の利用数が多くないのではないかなと、今お聞きして思ったところなんですけども、もともとこの事業は、多くの児童を受け入れるという予定ではない事業なのでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

保育者の数が限られており、そして何よりも幼児及び児童の安全を確保する面から、幼稚園児及び幼稚園を卒園した児童に限っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

今、入園されている児童数が3名ということでしたが、これは家族で見たら3家族  
なんですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

現在入園している園児につきましては3家族でございます。  
以上です。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。幼稚園を運営されている中でもなかなかいい場所なんです  
けども、ちょっと入園児童の確保が難しかったりとかされているその中で、新しい事  
業を計画されて、町に住まわれる児童に対して、よりよいサービスを行うというお気  
持ちは伝わってきました。

ただ、令和6年度の予算に、池之原幼稚園についての記載がありました。総額95  
0万5,000円だったと思います。その中で、人件費が833万5,000円、大  
体87.69%を占めているのかなと思っております。また、施設に関連する金額と  
しては67万6,000円、これを先ほどの人件費と合わせると、池之原幼稚園で記  
載されていた全体から見た金額として約95%、94.8%、それぐらい大半を占め  
る金額が、児童ではなくて、人件費と施設に関連する金額として計上されていると考  
えます。

やはりすばらしい施設に関しては継続を行っていただきたいとは思いますが、95  
0万5,000円という金額を鑑みて、この事業というものには課題があるのではな  
いかなと考えているところです。

その点について、うちの町としては、今後どのように考えていくのか。このまま、  
本年度も入園希望者がいらっしゃらないとか、そういったことがあったときに、ど  
のような形で幼稚園の維持とか運営とか、そういったものを検討されているのか。もち  
ろんまだ仮定だと思うので、答えにくい部分もあるとは思いますが、分かる範  
囲で教えてください。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

共働き世帯が増えている現状においては、保育園に入所したいという御家庭が多いのが実情ではあります。しかしながら、一定数、幼稚園教育に対して信頼を寄せている保護者がおられることも事実でございます。

幼稚園教育は、幼稚園において、健康だったり、人間関係だったり、環境だったり、言葉だったり、表現力を育成する、そういう資質能力を高めるために行っているところですので、町及び教育委員会としても、希望する保護者が一定数いる以上、継続してまいりたいと、現段階では考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番、小川議員。

2 番（小 川）

一定数とはどの程度の人数でしょうか。今おっしゃるように、時間とか、そういったサービス内容によって保育園を望まれる御家庭も多いと思います。前は、保育園に入れないので幼稚園のほうにという方もいらっしゃったということだったんですけど、今は、本町にある保育園利用率が100%に到達しているところはないと、少子高齢化ですので、子供の出生率も低くなってきていますので、今後も定数を超えて入れないということはない、そういったところよりは、やはり児童の利用率が下がっていくというほうが考えやすいのかなと思っております。

この950万円という金額が、職員の人件費ですよね。先ほど言った職員3名、事務の方1名、兼務の方2名という形で多く割合を占めていらっしゃいます。この金額がもしほかの事業に充てられたら、給食の無償化とか、そういったものに充てられたら、多くの保護者の方がまた使えるのではないかなと思ったところでした。

ただ、今おっしゃるように、一定数の希望があり、そういった希望に応えるべく、本町としてもこの事業を継続する必要があるんだという御答弁でしたら、今後そういった児童数が確保できるように、情報がそういう方針を望まれる保護者の方にきちんと伝わるようにしていただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

教育委員会としましては、教育委員会自体で広報活動を行ったり、幼稚園においても、広報活動に努めながら、園児数の確保に努めているところでございますが、先ほ

## 会 議 の 経 過

ど申しあげましたとおり、共働き世帯が増えている状況であり、保育園に入所させたいという保護者がいることは確かであると思っているところではありますが、教育委員会としては、今後も幼稚園と一緒にしながら広報活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

お願いします。

次に、財政についてお尋ねします。財政の見通しについて、問題点、課題、対策について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

令和6年度につきましては、財政健全化判断比率を抜粋して申し上げますと、実質赤字比率についてはマイナス6.51%、実質公債費比率については7.8%、将来負担比率はマイナス139.5%であり、いずれの数字も基準値を大きく下回る健全な状態でございます。

一方で、財政構造の弾力を把握する指標といたしまして経常収支比率があります。令和6年度は、前年より2.5ポイント減り、86.5%となっておりますが、依然として厳しい状況であります。しかしながら、国が公表しております全国の類似団体の経常収支比率は87%となっており、厳しい状況は、全国的な他の同規模自治体と比較した場合、同程度の水準であることが分かります。

将来に目を向けますと、公共施設等の老朽化に伴う施設整備の財源確保の問題が重要となってまいります。その財源をどう確保していくかということが、当然のことながら大きな課題であります。施設整備の場合、財政面で有利な過疎債などを有効に活用する必要があるわけですが、過疎債は令和3年度から10年間の時限立法でございます。元利償還金の7割が交付税措置されるということは、国がその部分について財源保障をしてくれているわけでございます。過疎法の残存期間は残すところ約6年6か月であります。この期間内に整備する事業を計画的に実施していくという対策を具体的に講じていかなければならないと考えているところでございます。

また、子育てや子供に関する事業計画、地域活動への補助も含めて、新たに検討していることへのお尋ねであります。予算を伴う新たな取組につきましては、時期的にも、令和8年度当初予算編成に向けての内容になろうかと思えます。町の予算編成方針や毎年1月に国から示される地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等を踏ま

えつつ、新年度予算を調製した上で説明を行うという流れとなりますので、この場での答弁はいたしかねます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

財政については、財政健全化比率のほうではいいけども、今後の施設整備なども含めて、なかなか厳しい状況であるということ伺いました。子育てなど子供のための事業計画についても、新たに検討しているものなどについても、今のところ説明ができないということでしたが、例えば今、子ども食堂が本町でも開催されております。こういった子供の居場所づくり事業補助金、子ども食堂運営補助事業みたいな形で、自治体独自でそういった居場所づくりをされている団体を応援するところもあります。

また、今回、広報紙にも載せられておりました、本町の児童の方が海外に行って活躍をされたという事例もあります。そういったことに関して、ある自治体、益城町だったかな、自治体では、スポーツ文化遠征補助事業とあって、国内ではなくて、国外に出られた子供さんたちにも、派遣補助費事業とか、そういったものをされているとお聞きします。本町でも、そういったすばらしい活動をされている活躍をされたお子様やそれをサポートしてくださった御家族に対して、新しくそういった事業の検討も必要なのではないかなと思っております。

また予算も、今後、施設整備が優先されるかもしれませんが、せっかくコロナが明けたので、楽しいイベント、花火の打ち上げとか、例えばキャンプ場、ドームハウスの利用が少なければ、そういった少ないところに本町の子供たちや御家族に宿泊体験などをさせて、楽しんでいただいて、町の持っている施設を活用するとか、そういった形で若い方を中心に行う事業計画も行っていたいただきたいなと思います。

次に、町職員の確保についてお尋ねいたします。職員の確保について町の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

職員確保についての町の考え方のお尋ねですが、先ほども同僚議員の答弁と重複いたしますけれども、今後、年度内に、60歳到達職員の動向などを踏まえまして、適時適切な採用を心がけてまいりますので、心配ないと思っておりますけど、今回は来年度4月以降の応募にも数名の方が応募していらっしゃると思いますので心配ないと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

さっきの同僚議員の答弁でもありました、内定予定の方が1名いらっしゃるということです。例えば、退職をされている方の数字、また、ここ数年、入職されている方の数値、どうでしょうか、同じような形でしょうか。特に、入職3年目までの方々の離職率はどうでしょうか。もし、入職3年目までの職員の離職率が高ければ、そういった教育としてのフォローとか、そういったものをつくらなければならないのかなと思います。

退職される方の理由というのは、町として把握されていらっしゃいますでしょうか。その把握を基に、新しく入職された方たちの職員のフォローも可能になると思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

令和7年度で申し上げますと、年度内退職者は4名というふうになっております。60歳で定年をその前年に迎えた方が1名ということで、年度内に、定年ではなくて退職をされた方につきましては、特にこちらが理由をお聞きすることではないわけでございまして、個人の考え方がいろいろとございます。一身上の都合によりということで退職届が出されれば、本人の意思を尊重いたしまして、辞令を交付するというような流れになっております。

今年度も、先ほど町長から答弁がありましたとおり、9月にまた採用試験を実施しますが、現在のところ7名の方が応募されているということで、令和7年度で定年退職者が3名おりますので、その分をまた補充する意味でも、9月に採用試験を実施する予定でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番、小川議員。

2 番（小 川）

一身上の都合で出された部分に関しては特に確認はされないということでした。

今、人材不足というのが本当にいろんなところで言われております。さきの同僚議員でも、業種は違えども、いろんなところで本当に後継者不足、人材不足、そういったものが叫ばれている中、来てくださった方が辞められるというのは本町にとってと

## 会 議 の 経 過

でも大きな打撃になると思います。その理由として、やはり言いにくいこともあるかもしれませんが、本町としての仕事であったりとか、足りなかったフォローの内容とか、そういった改善できる内容であれば、やはり聞き取りを行って改善する、また相談できる窓口をつくるとか、そういったことをして、今いらっしゃる職員を大切にしていって、さらに新しく入ってきてくださる職員を大切にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

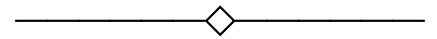
これで私の一般質問は終わります。

議 長（田之畑）

これで小川議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 3 分



再 開 午後 2 時 1 2 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1 番、上池勝彦議員の発言を許します。

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

まず初めに、複合施設の整備についてであります。本年度は、基本設計の委託業者も決まり、業務もスケジュールに沿って進められています。町広報紙の 8 月号では、選定業者の企画提案概要の紹介がされました。企画提案のイメージも掲載されており、多くの町民の皆様が期待をされておられると思います。

そこで、この複合施設を整備した場合、町にとってどのような効果が期待できるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の複合施設は、町民の利便性が高く、安全で効率的、効果的な施設の在り方を示し、老朽化した公共施設の課題に対応しながら、将来のまちの方向性を具現化する拠点として整備するものでございます。

この趣旨から、整備後は次のような効果が期待できます。

## 会 議 の 経 過

第一に、住民利便性の向上とワンストップ化です。分散した機能を集約し、日常利用の動線の短縮を図り、乳幼児から高齢者まで多世代が同一拠点で業務、学習、交流を完結できることで、利便性が向上します。

第二に、安全・安心の向上です。老朽化した施設課題への対応を前提に、最新の安全基準や防災配慮に取り組み、平時、非常時の安全性が高まります。

第三に、交流、学びの活性化と地域力の強化です。ワークショップで確認された複合施設のあるまちの未来のイメージや利用者がやりたいこと、必要な機能に基づき、多世代、異文化の交流や学びの機会が拡充し、地域コミュニティの活性化が見込まれます。

第四に、将来像の具現化と機運醸成です。住民参画を通じて、施設のキャッチフレーズや活用像を具体化し、ワークショップの結果をニュース等で周知してきた流れを確認、町の将来像を共有化し、整備後の自発的な利用、参画の広がりが期待されます。

第五に、合意形成の質の向上と利用定着です。各種団体、町民代表による検討委員会、アンケート、ワークショップ、住民説明会など、段階的な合意形成を得ており、整備後の利用増が住民起点で設計されることから、開設当初、初期からの利用定着が期待できます。

第六に、施設更新の合理化と中長期コストの平準化です。老朽化対応と機能集約により、個別施設ごとの重複更新や分散管理の非効率を抑え、中長期の維持管理、更新コストの平準化に資することが見込まれます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番、上池議員。

1 番（上 池）

ただいま、数々の効果を説明いただき、今後数十年、町民にとって大事な拠点施設として大きな役割を果たす施設であることを確認できました。交流の面からも、近隣市町村が施設の利用ができるよう推進していただきたいと思います。

次に2番目の質問に入ります。施設整備総額のうち、町の実質的な負担割合はどの程度を見込んでいるか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本計画の概算事業費は、建設までの総額およそ50億円と見込んでおります。なおこの見込額は、建設予定地の地盤状況、今後の詳細設計の結果、さらには資材価格や金利動向など、社会情勢の変動により増減する可能性もある旨を、これまでもお示し

したところでございます。

財源内訳の想定は次のとおり試算しております。国等補助金を総事業費の3割程度を見込み、約15億円を充当、地方債は約35億円を見込み、その内訳の中心に過疎対策事業債等を活用いたします。

過疎対策事業債については、元利償還金の7割が地方交付税に算入される制度を前提に、町の実質負担を約10億5,000万円と試算、この結果、現時点での前提に基づく町の自主的な負担割合は、総事業費50億円に対して、約21%、10億5,000万円程度となる見込みです。

すなわち、国等補助金と地方債のうち、交付税措置分、過疎債の元利償還分の償還金の7割相当を最大限活用することで、町の実質負担を抑制する構えでございます。また、過疎対策事業債では、公共施設マネジメント特別分の活用により、必要な発行額の確保と財源の安定化を図る想定でございます。

あわせて、今後の留意点といたしまして、地盤改良や基礎工の初工の使用差、入札結果、建設資材、人件費の市況、設計見直しによる面積、使用の最適化等により、総事業費及び地方債補助金の配分は変動し得ます。したがって、基本設計、実施設計の各段階で積算の精度を高め、補助事業の採択見通しや過疎債の活用を所管省庁、県と連携して確認しつつ、町の実質負担を最小化する方針で臨みます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番、上池議員。

1 番（上 池）

ただいま説明いただきまして、これがスムーズにいきますように最大限の努力をお願いいたします。

次に、過疎債を活用した場合、返済期間はどの程度を想定しているか。また、最長の返済期間は何年かを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

過疎債の最長の返済期間につきましては30年となっております。例年の過疎債につきましては、10年から12年で返済するよう計画していますが、複合施設整備につきましては、金額が多く大きいこともありますので、単年度の公債費を平準化する目的として、20年から30年で返済していくことを想定しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番、上池議員。

1 番（上 池）

建設後の財政負担を与えないよう、長期で返済を考えておられるということを確認できました。町の実質的な負担を長期の返済計画、財政運営を念頭に置かれていることを確認いたしました。新たに施設を増やすのではなく、老朽化した複数の公共施設を集約した複合施設を目指しているわけでありますから、合理的な考え方であり、負担割合や20年以上の分割払いの手法を執られることは安心感があります。

私は、多くの町民の皆様が期待され、完成を待ち望んでおられると思います。期待に応えるためにも、しっかりと本年度の基本設計業務を進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。まず、町内における交通事故の発生状況について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まず、近年の事故状況について報告いたします。令和3年度が人身事故は11件、物損が102件。令和4年度は、人身事故は12件、物損が85件。令和5年度は、人身事故が10件で、物損事故が122件。令和6年度が、人身事故は8件、物損事故が95件。令和7年度は、まだ終わっていませんが、人身事故は7件、そして物損事故は65件の状況でございます。

人身事故につきましては、追突事故、出会い頭事故が大半を占めております。

次に、物損事故ですが、店舗駐車場内の敷地内における事故が大半であり、次いで、出会い頭事故、そして追突事故が多いようでございます。

本町における事故の特徴は、国道220号での携帯電話利用や脇見運転、前方不注意による追突事故、見通しのよい交差点での出会い頭事故、そして信号、交差点における人身事故が近年の特徴でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番、上池議員。

1 番（上 池）

年度ごとの交通事故件数につきましては理解いたしました。

その中で、人身事故につきましては、悲惨な死亡事故となる確率が高くなっています。交通事故を減らしていくためにも、ドライバー一人一人の安全に対する意識を高

## 会 議 の 経 過

める以外にないと思います。何らかの手だてが必要であると考えます。  
次に、交通事故の多発点と今後の事故防止対策について尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

さきにお話しさせていただいた事故状況を踏まえ、本町及び肝付警察署の対策とい  
たしましては、店舗敷地内での物損事故が多いことから、管理者へ対策及び管理の徹  
底の呼びかけを行うこと、また、65歳以上の高齢者による交通事故が年々増加傾向  
にあることから、高齢者の法令講習会の開催などを検討しております。

なお、8月21日には、近年多く事故が発生している見通しのよい交差点、西牟田  
雪山、水田交差点を、警察本部を招き、肝付警察署、役場、交通安全協会、地域住民  
で現場確認を実施させていただきました。その際は、本町議員にも地域住民代表とし  
て参加していただきましたが、今後もこのような事故多発箇所を随時検証し、事故対  
策に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
1番、上池議員。

1 番（上 池）

ただいま答弁いただき理解いたしました。悲惨な交通事故が起きないように、行政や  
町民が一致団結して取り組んでいく必要があると思います。引き続き尽力していただ  
きたいとお願いいたします。

最後に、東串良町民のため、町発展のために複合施設の整備計画が順調に進展し、  
交通事故のない明るい東串良町を目指して政策が展開されることを期待いたしまして、  
私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

これで、上池議員の質問を終わります。

次に、9番、宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは最後になりました。本日の一般質問ですが、端的に質問しますので、答弁  
もよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、今、本町で大問題になっております複合施設に絞って通告を作成いたしま  
した。この複合施設の計画ですが、複合施設という限りは、複合した施設になると、

だから今日の答弁の中でもいろいろと幾つかの施設を合わせた施設になるという答弁もいただきました。そして、既に私どものこのパソコンの中にも、基本構想・基本計画というものも入っております、つい最近覗いてみて、こういうのもあったんだと、全く申し訳ないですが、気がついたんですけれども、ぜひこの複合の意味、何と何の施設を加えて新たな複合施設ができるのかと、できれば、加える施設の名前も明らかにして、そして何種類の施設がこの複合施設の中に入るのかということについても、ぜひ最初に答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町における複合とは、分散している公共機能を持つ施設を一つの拠点に計画的に集約し、町民の利便性、安全性、効率性を高めるとともに、老朽化への対応を進め、まちの将来像を具体化する拠点を形成することを示しております。

基本構想で整理した対象施設は、高齢者福祉センター、総合センター、国家石油備蓄基地記念館となっております。これらの施設が持っている主な諸室と検討委員会やアンケート、ワークショップ、住民説明会などを経て、基本構想・基本計画で定められた合い言葉「集う・活動する・守る！使い続けよう、みんなの拠点施設」から整理された諸室が整備されます。

基本計画でまとめた諸室は、ホール、舞台、客室、多目的室、ホワイエ、楽屋、練習室、調整室、倉庫、搬入口、そして図書室、スタジオ、会議室、キッチン、和室、子育て支援室、展示スペース、備蓄収納、事務室、トイレ、授乳室、共有区間などとなっております。これらは生涯学習や情報アクセスなどを学び、支える機能、多世代の交流や地域活動の拠点となる交流機能、最新の安全基準や防災配慮踏まえ、平時と非常時の運用を両立させる機能を備えることとなります。

また、屋外施設においては、車庫、屋外遊具スペース、広場スペース、駐車場、車寄せなどの整備を計画しております。

住民アンケートで新たな複合施設がどのような場所になったらよいかとの設問に対し、回答の多かった災害時の拠点、避難所となる場所、多くの人が集まり、にぎわいが生まれる場所、人の暮らしを便利にし豊かにする場所、イベントなどの活動に参加できる場所、高齢者が活動できる場所をかなえる施設となります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番、宮地議員。

9 番（宮 地）

## 会 議 の 経 過

多くの機能がありましたが、一つ疑問に思ったのは、国家石油備蓄基地の機能をなぜ本町が負わなければならないのかというのが一つ疑問として残りました。

それからもう一つの疑問は、人員の配置をどうするのかと、こんなに多く施設を集めて、職員は誰もおらんぞ、このことを誰に聞いたっちゃ分からんぞというようなことじゃあ、施設の意味がないと思うんですが、この2つの点について、特に後者の人員の配置の問題では、私どもが行って、同僚議員も話ししましたが、鹿屋の東地区のセンターでは、僅か3名の、しかも正職員でない職員が朝から夜の10時まで分担して、一生懸命参加者の世話をしていたという報告を聞いてまいりましたが、その辺の人員の配置と、まだそこまでは考えてないという状況もあるかもしれませんが、この国家石油備蓄基地の守備範囲まで我々自治体がどこまで面倒を見るのかということを含めて答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（浜 屋）

ではお答えいたします。

ただいまの質問の国家石油備蓄基地記念館は、豊栄にある会議室を備えている施設で、町の施設となっております。もしかしたら宮地議員におかれては、波見のほうにある施設と取り違えているのであれば、そこは訂正をお願いしたいところでございます。

それから、人員配置についてですが、今、総合センターには、受付業務の職員と、それから図書館の關係に職員がおります。それと福祉センターには、今年度から委託ということで、社会福祉協議会が施設の管理運営等を委託業務という形でされていますけれども、今後の複合施設においても、社会福祉協議会が複合施設に事務所を構える予定です。なので施設の運営については、現段階では町の直営と考えておりますので、今の人員程度のことで進められるのかなと思っています。

それと、今、施設の中に飲食コーナーとかあったらいいというような住民からのアンケートの声がありましたので、もし飲食ブースとか、そういうところが必要であれば、そこに入ってもらえるテナントがあるのか、そういうところも、今、サウンディング調査等をしているところです。

また、そのほかの機能の中では、子育て支援室等もありましたので、そういったところの担い手を行いたいという民間活用があれば、そういうところの可能性を含めて、今、調査中です。

以上です。

議 長（田之畑）  
9番、宮地議員。

9 番 (宮 地)

それでは、2番目の質問に入りますが、私たちが参加した鹿屋の東地区学習センターを見ても、財政上もこれは本町とは大分違いますよね。それから人口も違うと、もちろん対応する面積も違うわけですよね。私は本町の身の丈に合った計画に切り替えるべきだということを主張しております。だから、人口や面積、それに見合ったものにこの計画自体を変更する必要があるんじゃないかと。だから町長に、これは率直に伺いますが、先ほどの答弁で、二、三十年かかって返済が終わるような、50億円を超えるかもしれないという負債をしてまで、今回のこの施設を本町が誘致するということについて、果たしてどうなのかということから、見直すなら今しかないというふうに思うんです。だから町長、十分な配慮を持って、ぜひ考えてほしいと思いますが、身の丈に合った計画に変更していくという考えは、今のところ全然ありませんよという答弁でよろしいのでしょうか。それだけ聞いておきます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今、議員がおっしゃる身の丈に合ったという、我が町は、ちょうど志布志市と鹿屋市の真ん中で、集客力が物すごくあるものですから、どちらかと言うと、へそのまちに近いというか、行ってみようかと、志布志からもそう、鹿屋の串良町からもそういう皆さんがお越しいただいて、ありがたいことに、今、物産館が第4土曜日に屋台村をやっているんですが、串良町とか大崎からいっぱいお越しになるんです。1日しかしないんですけど、月1回の屋台村です。だから我が町はこんなに集客力があるのかなと思って驚いております。

そういう形で、身の丈に合ったと言うけれども、我が町の町民だけが対象じゃなくて、町外の方々も来ていただければありがたいなと思っておりまして、そういう形で、この複合施設も真ん中というかな、国道沿いに設置したらという考え方でありましたけれども、本町の複合施設計画は、財政規模や人口、面積といった基礎、条件に見合う持続可能を最優先に、機能の集約と運営の効率化を通じて、長期のコストを平準化する方針で進めております。

単に新たな施設を増やすのではなく、老朽化した公共施設の課題に計画的に対応し、町民の利便性、安全性、効率性を高めるための最適配置を図るものでございます。この考え方は、基本構想の目的といたしまして明確に位置づけております。

また本計画は、有識者、各種団体、町民代表による検討委員会を設置し、令和5年度から令和6年度にかけて、過去11回の審議を重ねるとともに、職員、住民アンケート、住民ワークショップ、住民説明会を通じて、幅広く意見を伺い、段階的に合意形成を図ってまいりました。

御指摘の本町の財政、人口、面積に見合う計画については、機能の詰め込みを避け、必要性和効果、投資と維持管理のバランスを見極めながら、同時に住民の皆様の合意

## 会 議 の 経 過

形成を図りながら策定した基本構想・基本計画を着実に推進することが極めて重要でございます。

合意形成を通じて可視化された複合施設のあるまちの未来像や利用、ニーズを計画に反映することで、開設初期からの利用定着と地域活動、学び、交流の活性化が見込まれます。これは施設の稼働率や満足度の向上、さらには運営の持続可能な確保に直結いたします。

町の規模に合い等しい確実な投資と住民参画に裏づけられた合意形成を両輪として、将来世代に負担を先送りしない持続可能な複合施設の実現を目指してまいります。もちろん、避難所として町民の守るという意味でも、一番確たる大事な施設だろうと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番、宮地議員。

9 番（宮 地）

新たに住民の避難所的な機能も持たせるという話がありましたが、この点だけについて、私の提案ですけれども、こういう公共施設が一定の役割を果たすというのは、全国的にも非常に重要なことではあるんですが、特に大規模災害への対応などについては、民間の企業をどう取り込んでいくかということが非常に重要です。様々な協力を得るためにも、こういう公共事業で一定の政策を執るということを含めて、ぜひ民間企業の活用も大いに今後検討していただきたいということを含めて、また10年、20年後の住民のことを考えたときには、いろいろと検討もしていく必要があると思います。

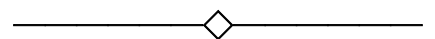
以上で、本日の私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時42分



再 開 午後2時45分

- ~~~~~
- ◆ 日程第2 議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第2 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を

## 会 議 の 経 過

### 改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第3 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を受けます。

町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第36号及び議案第37号について御説明申し上げます。

初めに、議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例の精査を行った結果、現状に即した条文とするため条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第31号 和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、宮地議員。

9 番 (宮 地)

担当課長でも結構ですが、実はこの予算の説明と質疑のときに、私の責任によりまして、乗用車がおしゃかになりまして参加していないんですよ。この説明と質疑のとき。それで、1点だけお聞きしますが、企画課のボーリングの費用だというふうに後で聞いたんですが、1,040万円でしたか、この内訳について説明をお願いしたいと思います。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (浜 屋)

お答えいたします。

款2総務費の6企画費の12委託料、今回、その他業務委託料に1,040万円計上しております。このうち50万円については、バス廃止路線代替タクシー分の予算不足により、今回、50万円の追加をお願いしております。

それと併せて、残りの990万円について、今回、宮地議員が全協のときにいらっしやらなかったということで、再度説明をさせていただきたいと思います。

今回の一般会計補正では、複合施設建設予定地の地質調査委託料について、当初予算で660万円の予算を議決いただいておりますが、これに990万円を追加し、総額1,650万円とするものです。

追加の主な理由は、調査箇所の見直しと、調査深度の見直しです。なお、外構の3本については、まず建物のところの5本の調査結果、執行状況を精査した上で追加補正を検討する考えであり、今回は建物のところの5本分に係る不足額の追加となります。

では、内容について詳しく説明させていただきます。

まず、調査箇所の見直しについてです。当初は建物のところで4本を想定していましたが、設計業務受託者から、建物の四隅プラス中央の計5本が必要との提案があり、これを優先して対応します。外構の工作物付近3か所の調査は必要性を認めつつも、まずは建物のところの5本の結果を確認し、支持層のばらつきやくい設計への影響度を見極めた上で、次段階への補正対象とする方針です。

また、総務民生常任委員会において、地盤調査位置について、なぜ建物直下でないのかとの御指摘がありましたが、これは四隅の調査地点を結んだ線が建物を包絡できるように調査位置を設定しているため、建物全体の地盤の傾向を把握するためであり、このため、図面で示したナンバー1とナンバー2は建物直下から外れた位置で設定してあります。

次に、調査深度の見直しについてです。近隣敷地の地盤調査では、建物を確実に支持できる地層が、深い地点で45から50メートルで出現しており、本計画地でも、1本当たり50メートル程度までの調査が必要と判断しています。当初の30メート

ル想定を見直し、N値50以上の地層、くいの支持層の確認を確実に行います。調査では、ボーリング調査、標準貫入試験を実施します。

次に、技術的根拠とリスク管理についてです。N値は、地盤強度の指標で、重量の大きい建物では、N値50以上の地層を支持層とすることが望まれます。本計画の複合施設でも、くい先端をN値50以上に到達させる設計を想定しており、当該深度までの調査が不可欠です。近隣調査では、支持層の深度にばらつきが確認されており、同一敷地内でも深さが異なることが想定されます。この場合、くい長は地点ごとに調整が必要となります。

不十分な調査のまま設計施工に入ると、現場でくい長延長等により増額や工期遅延のリスクが高まります。設計段階で必要本数、必要深度の調査を把握することが、後戻りコストと安全リスクの低減につながります。計画地固有の条件把握には直接調査が不可欠です。

最後に、予算措置の考え方についてです。今回の補正は、建物のところで5本（おおむね50メートル）の深度で調査するために必要な不足額を措置するものです。外構3本は5本の調査結果及び執行状況を踏まえて、必要が認められる場合に追加補正を検討します。

段階的な実施により、確実性を担保しつつ、無駄のない予算執行を図ります。この調査は、建物の安全性を確保するために重要でありますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

当初で660万円ということで、プロポーザルだからそれが当てはまらないんだよということでしょうけど、普通、入札で変更増のときは、大体上限は元の工事価格の大体3割が上限なんです。だから660万円に対しての、普通の一般入札であれば、3掛けの198万円が上限なんですよ、変更増は。それが660万円が990万円。3掛けじゃなくて3倍なんですよ。660万円から960万円ということは何倍ですか。だからこれはプロポーザルだから許されるのか。私は、これもちょっと言いましたけども、こんなことをして、どんどん変更増で金額を大きくして行ってしまって、雪だるま式に増えていくんですね、こんなことをやっているから。まだ出てくると思いますよ。プロポーザルだからこれは許されるのか。普通だったら再入札ですよ、これ。こんな大きい金額。これを無造作に平気で言えるこのやり方というのは私は信じられないんですよ。どうですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

会 議 の 経 過

企画課長（浜 屋）

今の瀬戸山議員の質問にお答えしたいと思うんですけども、瀬戸山議員のほうでプロポーザル審査のことをおっしゃられるんですけども、プロポーザル審査で決めているのは、基本設計等の業務委託であります。

今回、補正でお願いしているところは、地質調査の、あくまでも予算でございます。これについては、まだ入札等手続は進んでおりません。相対額として必要な額が1,650万円必要だったので、当初の660万円はまだ執行しておりません。それに加えて、必要額の990万円を今回計上した上で、予算を確保した上で執行したいと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

じゃあ最終確認です。入札をされるということによろしいですね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

はい、この業務については入札となります。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですね。ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、今回のこの補正予算に反対の立場で討論します。

本町にとって将来を左右するのに30年間の50億円という、これは消費税を含めた金額と思うんですが、そういう重大な進路を左右するボーリング費用だと思うんで

す。その点から、もっと時間をかけるというか、お互いによく議論し合って、ボーリング調査そのものについても、私はそのこうした関連から反対いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

8番、上園議員。

8 番（上 園）

私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の議案は、さきの全員協議会で、それぞれの課長から説明を受けました。そして、さきの一般質問等でもありましたけれども、我々は安易な考え方で採決を行っているわけではありません。十分に説明を受けて、それをば理解をして、議員としてこの採決に加わっているものであります。

ですので、今回もこの補正予算については十分に理解をいたしましたので、私は賛成をいたしたいと思えます。

討論を終わります。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

4番、瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

もちろん皆さん御察しのとおり、反対討論で述べさせていただきます。

前回のこの本会議のときにも言わせてもらいましたが、今度は露骨に出てきたなと、馬脚を現しているなということです。

去年、私が一般質問で、複合施設、この大規模な建設物をすれば、例えば他の部門の予算、これが鹿児島弁でへつられると言いますが、減らされるんじゃないかなという質問に対して、町長は、当然でありますと答弁しました。

それで今回もまさしくそうですよね。公共施設等整備基金に対して5,048万8,000円を基金でつくります。これは何のためのお金か、複合施設に対しての基金だと、私たちはもう分かります。今みたいにどんどんお金が膨れ上がっていきます。そうなったときの対策としてのお金を積んでおかないといけないんです。

そして、過疎債だって確定的ではありません。そのときは一般財源をかじっていかないといけない場合も出てきます。こういうことを町民の皆さんにどう説明すべきかなんですよ。

だから今回、もう露骨にという話を私はしますけども、もう複合施設も一方に、それにも限って、役場の予算がそういう方向性を具体的に示してきたと思えます。これは本当にやばいことになるんじゃないかなと思っております。さっき言ったLCCに

会 議 の 経 過

しても、それにしてもまだ年間経費、ランニングコストも提示できないと、こんなことでどうするんですかということなんですよ。それは国からお金を借りて、県からも補助をもらって造れるんですよ。その後のことを皆さん全然考えていらっしやらないですね。

以上をもって反対いたします。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第36号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第8 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第35号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月24日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

## 会 議 の 経 過

散 会 午後3時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

## 令和6年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和7年9月24日 午前 9時35分  
閉 会 令和7年9月24日 午前10時37分

### 出席議員（10人）

|         |          |
|---------|----------|
| 1番 上池勝彦 | 2番 小川香織  |
| 3番 児玉勇治 | 4番 瀬戸山譲一 |
| 5番 牧原完治 | 6番 西園貞美  |
| 7番 前田隆  | 8番 上園ミキ  |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 小川 香織                      4番 瀬戸山 譲一

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      倉ヶ崎 和 治                      書 記              清 瀧 美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 有 嶋 義 昭 |
| 副町長    | 大 園 保 広 | 企画課長             | 浜 屋 啓 子 |
| 教育長    | 金 久 三 男 | まちづくり推進課長        | 上 原 久   |
| 会計管理者  | 前 田 秀 一 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上 野 勝 志 |
| 総務課長   | 中 島 孝 一 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 福祉課長   | 小 林 真紀子 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 税務課長   | 西 田 博 文 |                  |         |
| 建設課長   | 寺 園 竜 二 |                  |         |

|           |          |
|-----------|----------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件  | 議事日程のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり   |

# 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 認定第 1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 14 議長辞職の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時35分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに、議事に入ります。

~~~~~  
◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。
ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決
定しました。

~~~~~  
◆ 日程第2 議案第29号 東申良町行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定  
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第2 議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第3 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る5日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから、議案第30号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第4 議案第36号 東申良町議会議員及び東申良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第36号 東申良町議会議員及び東申良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号 東串良町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- ◆ 日程第 6 認定第 1 号 令和 6 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 7 認定第 2 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 8 認定第 3 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 9 認定第 4 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 10 認定第 5 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 11 認定第 6 号 令和 6 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第 6 認定第 1 号 令和 6 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 11 認定第 6 号 令和 6 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 上園ミキ議員。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 6 号について、委員会での審査結果を報告いたします。

配付している決算審査特別委員会報告書の 2 ページをお開きください。読み上げて報告に代えます。

## 会 議 の 経 過

決算審査特別委員会報告書。

9月5日に開会した令和7年第3回東串良町議会定例会（9月議会）の本会議において、委員8名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和6年度一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、令和7年9月12日・16日・17日の3日間において、各課長に令和6年度決算における特徴的・特殊的なところの説明を求めた後、成果説明書を主に質疑等による書類審査を行いました。

また、9月18日には、令和6年度事業の成果等を把握するため、次の事業の現地調査を実施しました。

令和6年度寺町線改良舗装工事1工区、令和6年度寺町線改良舗装工事2工区。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き、審査しました。

- 一． 予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一． 予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一． 町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月19日に開催した委員会において、令和6年度東串良町一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算は、認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。このようなことから、決算審査における施策の評価や政策的提案を次のとおり行います。

執行部が次年度の予算編成において、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映されることを望み、本委員会の報告とします。

### 1. 特に評価する意見のあった施策について。

(1) 財源を見出しながら各種事業が効果的に実施されている。

(2) 本町の安定した行財政運営のために、地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を継続的に政府へ求めている。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等で積極的に要望活動をしている。

(3) ふるさと納税は、自主財源の確保と地域産業の振興に大きく寄与している。

(4) 合併処理浄化槽の普及率向上が図られている。

(5) 納付手段としてコンビニ納付ができるようになり、利便性が向上している。

(6) 町税等の徴収率が全体的に上がり、また、滞納処分の手続も取られている。

(7) 国民健康保険では、レセプト点検の効果が出ている。

(8) 介護予防事業のころばん体操やひらめき体操、認知症総合支援の認知症カフェが実施され、地域で安心して過ごせる活動が図られている。

(9) 町単独事業の農林漁業振興支援補助金により、農業者等の施設整備や機械導入の支援が図られている。

## 会 議 の 経 過

(10) 鳥獣被害防止対策については、捕獲方法を工夫しながら実績を上げられている。

(11) 農道や生活道路などは、補助事業を活用しながら整備が図られている。

(12) いじめの認知件数が上がっているが、早期に原因を発見することによりいじめの対応策につながっている。

(13) 学校給食の食材調達は、町内産、県内産を積極的に活用し、食育活動も推進されている。

### 2. 特に指摘の政策的提案について。

(1) 振興会未加入世帯が振興会に加入し、地域連携を深め、防災意識の向上や地域活性化、地域環境衛生の維持・保全が進むように、振興会加入率が向上するための対策に努められたい。

(2) 耐用年数30年を経過している志布志石油備蓄基地については、安全性の対策など、引き続き国への積極的な働きかけに努められたい。

(3) 避難所施設の充実を図られたい。

(4) 再任用職員の人事配置は、今後とも職員がこれまで培ってきたノウハウや資質が生かされるように適材適所に配慮されたい。

(5) 関東、関西東くしら会への金銭的・人的支援を実施し、若者が参加しやすい環境づくりに努められたい。

(6) ドームハウスをはじめ、町の観光資源を最大限に活用できるよう努められたい。

(7) 振興対策などをはじめ、町の施設を建設するときは、計画・立案にも住民の声を反映させる仕組みづくりに努められたい。

(8) 行政財産の管理強化（トラクター等の塩害防止等）を図られたい。

(9) 耕作地内への空き缶・空き瓶の不法投棄を撲滅させる方策を図られたい。

(10) 松林内のマツケムシ対策は、引き続き適期に防除を行うよう対策強化を図られたい。

(11) みどりの食料システム戦略の活用を図られたい。

(12) 農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止と解消に継続的に努められたい。特に、川東南部と松林周辺の耕作放棄地の対策を強化されたい。

(13) I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努められたい。

(14) 水問題（上水道・パイプライン）の適時適切な対応を図られたい。

(15) 児童生徒の個性を伸ばす指導を工夫しながら、学力・体力向上についての継続的な対策及び子供の心と体の成長を見守る対策を講じられたい。

(16) 総合的な学習の時間や文化祭などで、芸術活動を行っている町出身者や町にゆかりのある人の活用を図られたい。

(17) 町民の文化的・スポーツ的活動を推進するためにイベントや各種事業団体への支援を充実されたい。

## 会 議 の 経 過

(18) 埋蔵文化財の保管管理と郷土史の充実に努められたい。  
以上です。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから各件ごとに討論、採決を行います。  
まず、認定第1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、認定第1号 令和6年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。  
この採決は起立によって行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。  
したがって、本件は認定することに決定しました。  
次に、認定第2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、認定第2号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和6年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和6年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特

## 会 議 の 経 過

別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和6年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

この採決は起立によって行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで執行部につきましては、退席となります。

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時00分

—◆—

再 開 午前10時16分

副議長（児 玉）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長辞職の件を議題とするため、副議長の私が、議長の職務を行います。

会議を続けます。

~~~~~

◆ 日程第14 議長辞職の件

副議長（児 玉）

日程第14 議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

（職 員 朗 読）

副議長（児 玉）

お諮りします。

田之畑稔議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

異議がありますので、人事案件のため、投票によって、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。
したがって、投票により採決することに決定しました。
議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

副議長 (児 玉)

ただいまの出席議員は9人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 上池勝彦議員及び2番 小川香織議員を指名します。
投票用紙を配付します。
念のため申し上げます。
議長の職を可とする者は賛成、否とする者は反対との記載の上、投票を願います。
なお、白票の取扱いは、否とみなします。

(投票用紙の配付)

副議長 (児 玉)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (児 玉)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

副議長 (児 玉)

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長 (倉ヶ崎)

- 1番 上池勝彦議員。
- 2番 小川香織議員。
- 4番 瀬戸山譲一議員。
- 5番 牧原完治議員。

会 議 の 経 過

- 6番 西園貞美議員。
- 7番 前田 隆議員。
- 8番 上園ミキ議員。
- 9番 宮地利雄議員。

副議長（児 玉）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

- 1番 上池勝彦議員及び2番 小川香織議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

副議長（児 玉）

選挙の結果を報告します。

投票総数8票のうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成4票、反対4票。

以上のとおり、投票結果は同票です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、副議長が本件に対して採決します。

議長辞職の件について、副議長は否決と採決します。

議場の出入口を開きます。

（議場の出入口を開く）

副議長（児 玉）

田之畑稔議員に申し上げます。

投票の結果、議長の辞職について、不許可となりましたので、御報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

— ◆ —

再 開 午前10時37分

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時37分